

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和2年那智勝浦町議会第1回定例会)

令和2年3月9日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	議案第13号 東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合規約の変更について	9
日程第5	議案第14号 那智勝浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	12
日程第6	議案第15号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	13
日程第7	議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	14
日程第8	議案第17号 那智勝浦町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例	16
日程第9	議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	17
日程第10	議案第19号 那智勝浦町交通指導員設置条例を廃止する条例	20
日程第11	議案第20号 那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例	20
日程第12	議案第21号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	23
日程第13	議案第22号 那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	24
日程第14	議案第23号 損害賠償の額の決定について	25
日程第15	議案第24号 令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算(第5号)	27
日程第16	議案第25号 令和元年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算(第1号)	31
日程第17	議案第26号 令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第4号)	33
日程第18	議案第27号 令和元年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第2号)	36
日程第19	議案第28号 令和元年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第4号)	37
日程第20	議案第29号 町道の路線認定について	38
日程第21	議案第30号 町道の路線認定について	38

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 城本和男 | 2番 | 東信介 |
| 3番 | 曾根和仁 | 4番 | 荒尾典男 |
| 5番 | 藤社和美 | 6番 | 金嶋弘幸 |
| 7番 | 引地稔治 | 8番 | 左近誠 |
| 9番 | 加藤康高 | 10番 | 中岩和子 |
| 11番 | 森本隆夫 | 12番 | 亀井二三男 |

3. 会議録署名議員の氏名

- | | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 11番 | 森本隆夫 | 12番 | 亀井二三男 |
|-----|------|-----|-------|

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(16名)

- | | | | |
|--------|------|--------|------|
| 町長 | 堀順一郎 | 副町長 | 矢熊義人 |
| 教育長 | 岡田秀洋 | 消防長 | 湯川辰也 |
| 総務課長 | 塩崎圭祐 | 教育次長 | 寺本尚史 |
| 会計管理者 | 西真宏 | 病院事務長 | 下康之 |
| 税務課長 | 三隅祐治 | 住民課長 | 田中逸雄 |
| 福祉課長 | 榎本直子 | 観光企画課長 | 吉田明弘 |
| 農林水産課長 | 在仲靖二 | 建設課長 | 楠本定 |
| 水道課長 | 村上茂 | 総務課副課長 | 仲紀彦 |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

- | | |
|--------|------|
| 事務局長 | 網野宏行 |
| 事務局主任 | 青木徳之 |
| 事務局副主査 | 北郡克至 |

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番荒尾典男議長席に着く]

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開会

○議長（荒尾典男君） ただいまから令和2年第1回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（荒尾典男君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒尾典男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

11番森本隆夫君、12番亀井二三男君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（荒尾典男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

12番亀井君。

○議会運営委員長（亀井二三男君） 議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

去る3月2日に委員会を開催しております。

本定例会に付議すべき事件は30件であります。内訳ですが、当初予算12件、規約の変更1件、条例改正8件、条例廃止1件、損害賠償の額の決定1件、補正予算5件、町道認定が2件となっております。

会期は、本日3月9日から3月23日までの15日間を予定しております。本会議7日、委員会3日、純休会5日となっております。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思います。

[議事予定表朗読]

なお、追加議案の予定は今のところございません。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月23日までの15日間  
したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、会期は本日から3月23日までの15日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（荒尾典男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告はお手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところ
御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、今議会に付される諸議案の説明に先立ちまして、町政報告を行います。

世界的に感染の拡大が懸念されております新型コロナウイルス感染症についてでございます
が、本町では厚生労働省や保健所の指導に従いながら、町内で発生した場合に備え、蔓延を防
止する体制を早期に整え、町民の皆様へは過剰に心配することなく、特に効果が高いとされて
いる手洗いの励行等、感染症対策を呼びかけてまいりました。

2月27日の政府からの小・中学校等の休校要請を受けまして、町内の小・中学校において、
3月2日を登校日といたしまして休校の主旨や自習内容の周知を行い、3月3日より休校とす
る措置をとっております。

また、感染の拡大が危惧され、終息時期も不明な中、県内でも感染が確認されたこともあ
り、宿泊のキャンセルが相次ぐなど、本町経済にも大変な影響が及んでおり、早急な終息が望
まれます。

今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら、一斉休校や事業所の休業等で
就労環境の変化や収入の減少により不安を抱える方への相談支援を行います。経済対策につ
きましては、国や県の動向を注視しながら、町といたしましても緊急の対策と終息後の対策を
種々検討をし、住民生活と地域経済への影響を最小限にするための取り組みを進めてまいり
ます。

次に、2月29日に予定しておりました串本太地道路用地幅杭設置式は延期となっております
が、紀伊半島を周遊する自動車道の早期開通に向け、本町としても尽力してまいります。

次に、中学校給食の開始時期につきましては、私の指導不足により生徒、保護者の皆様方に
多大な御迷惑をおかけいたしますことを心からおわび申し上げます。給食の新年度開始が難
しいことを保護者の皆様方に説明をし、現在、2学期からの開始を目指して準備を進めてま
いっているところでございます。

観光関連の報告でございます。

昨年の温泉総選挙におきまして総務大臣賞を受賞いたしました。温泉総選挙の2019年では歴史・文化部門でランキングが1位となりました。多くの皆様方に支持をされ評価されたことは大変ありがたいことですが、日ごろの観光関係の皆様方の御尽力によるものであり、敬意を表する次第でございます。

令和元年の観光客数は、宿泊客が36万8,411人、対前年比27%の減、日帰り客は98万2,856人で対前年比4%の減となりました。宿泊者の減少の要因といたしましては、大型ホテルの耐震工事等による宿泊可能人数の減少が大きいのと思われます。日帰り客につきましては、夏の天候不順や海水浴客の減少、花火大会の延期が大きく影響しております。

今後も、新型コロナウイルスの感染拡大により全国的に海外からも含め宿泊が大きく落ち込む中、終息するまでの間は大変厳しい状況が続くと思われます。

農林水産関係の報告でございます。

令和元年の管内3漁協及び勝浦市場の水揚げは1万227トン、75億7,175万円で、数量、金額とも前年を下回りました。

沿岸漁業につきましては、水揚げは442トン、3億3,368万円で、定置網の不漁、漁業者の減少等により昨年より408トン、2億7,088万円の減となりました。

マグロはえ縄漁業におきましては、水揚げは9,786トン、72億3,807万円で、昨年より134トンの減少であります。金額では7,055万円の増となりました。

消防関係では、消防水利関係で浦神地区に40トン型耐震性貯水槽の新規整備を行いました。

町立温泉病院の関係におきましては、令和2年4月から整形外科医1名の増員を予定してございます。整形外科医を独自採用することができましたので、手術の症例もふえることが見込まれまして、外来診療を含め、診療体制の充実と経営改善につながるものと期待してございます。

地域住民の皆様方に信頼される安全・安心な医療を提供することを基本方針に、よりよい医療の提供に努めてまいります。

次に、本議会に提案しております議件の概要について御説明申し上げます。

本議会に提案しております議件は30件でございます。当初予算が12件、規約の変更が1件、条例改正が8件、条例廃止が1件、損害賠償の額の決定が1件、補正予算が5件、町道認定が2件でございます。

まず初めに、議案第1号から議案第12号の令和2年度予算案の概要について御説明申し上げます。

令和2年度当初予算につきましては、今年度も那智勝浦町の諸課題の解決に主眼を置いた編成となっております。特に重点的に取り組む事業につきましては、防災・減災対策、主力産業である観光産業の活性化、子育て支援等でございます。

より安心・安全なまちづくりを推進するため、今後の交通インフラの進捗や人口の推移等、5年先、10年先を見据えて事業を実施し、「住んでよかった、住み続けたい、住んでみたい」と言ってもらえるよう事業を推進する予算編成としてございます。

新年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算総額は177億5,047万円で、令和元年度の予算総額166億2,558万3,000円に対し11億2,488万7,000円、6.7%の増となっております。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ87億1,900万円をお願いするものでございます。対前年度比6億8,720万円、8.6%の増となっております。

歳入の主たる財源は、町税及び地方交付税、国庫支出金、地方債で、また基金の取り崩しによる繰り入れを行ってまいります。

地方交付税につきましては30億円を計上しており、前年度と比較して1億4,000万円、4.9%の増となっております。

国庫支出金につきましては11億8,962万円を計上しており、前年度と比較して6,092万円、5.4%の増となっております。

町税につきましては、軽自動車税、入湯税で増加を見込んでございますが、それ以外の町民税や固定資産税では減少を見込み、対前年度比336万円、0.2%増の13億9,223万円を見込み計上してございます。

今後も、歳入財源の根源であります税収の確保に全力を尽くしてまいります。

主要事業といたしましては、昨年度より実施しております消防・防災センターの整備を引き続き進めていきます。そして、近い将来発生されるとされている南海トラフに係る地震・津波対策の緊急避難場所として、南海トラフ巨大地震の浸水想定におきましては浸水域であります勝浦小学校プール横の空き地約3,000平方メートルを約2メートルかさ上げするために測量設計を行います。

また、津波避難困難地域の解消のため避難タワーを順次建設しておりますが、宇久井地区の次は天満地区での建設、整備を進める予定でございます。

防災・減災対策につきましては、期限が定められておりますが条件の有利な地方債である緊急防災・減災事業債を活用し進めてまいり次第でございます。

続いて、那智勝浦町の主力産業である観光業の振興につきましては、現在、本町を含む熊野地域がここ数年、海外から高い評価を受けておりますが、昨年立ち上げを予定しておりました観光地域づくり法人である那智勝浦町版DMOを近く開催する設立総会で一般社団法人として設立し、4月から活動を開始いたします。

マーケティングやプロモーションの専門人材もそろえて、多様化する観光ニーズやインバウンドへの対策を進めたいと考えてございます。また、新型コロナウイルスの感染拡大がおさまれば、早急に誘客対策を行うことができるように検討してまいりたいと考えてございます。

ロケット見学場整備基本計画策定業務委託300万円につきましては、昨年進出が決定いたしました民間ロケット発射場「スペースポート紀伊」から打ち上げられるロケットの見学場を整備するに当たり、見学場としての効果的な見せ方や整備の方法について基本計画を策定するものでございます。見学者はもちろんのこと、地域の方々が集える場所や宇宙教育の拠点等も検討し、多くの方々に訪問いただけるような計画を検討してまいりたいと考えてございます。

新クリーンセンターにつきましては、建設発注に係る支援の業務を委託することとしてございます。

次に防災・減災対策でございますが、防災行政無線のデジタル化の整備につきましては、希望される世帯に戸別受信機を無償で設置いたします。

また、既に訓練等のサイレン吹鳴後は英語で案内しているところでございますが、新たな取り組みといたしまして、デジタル化に合わせて警報等の発令時は英語でも放送予定をしております。

ハザードマップの作成につきましては、近年頻発する豪雨に対応するため、洪水・土砂災害についての見直しを和歌山県が進めてきましたが、その見直しに合わせて作成するものがございます。

観光関連事業につきましては、国際交流員招致事業とトイレ整備でございます。

紀伊勝浦駅に新たに観光案内所を設置をし、国際交流員2名を配置し、外国人対応に努めます。

トイレの整備につきましては、新年度より勝浦漁港市場横のトイレの供用を開始しまして、市野々地区の熊野古道沿いにもトイレを設置し、より安心して散策いただけるものと考えてございます。

商工関係におきましては、昨年に引き続きまして空き店舗活用事業補助金を継続し予算計上いたしております。これにより、商店街の活性化に取り組んでまいります。

企画関係では、地域循環共生圏事業可能性調査としまして、将来のエネルギー事業を中心とした地域公社の設立を念頭に、令和元年度に策定いたしました構想の事業可能性について調査を行います。

子育て・少子高齢化対策につきましては、学童保育での高学年の受け入れ開始や、昨年度から町単独で実施している保育所での給食費の無料化を引き続き行ってまいります。

また、高齢者が住みなれた地域で元気で心豊かに生活をし、社会全体で高齢者の生活を支えるために「通いの場」づくりの推進など「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでまいります。

農林水産関係事業につきましては、森林環境譲与税を活用しまして森林管理の状況を確認するための調査を行ってまいります。

建設課の関係におきましては、現在、全国的に課題となっております空き家対策について、「不良空き家除去事業補助金」を新設いたします。所有者があるものの適正に管理されていない、いわゆる危険とみなされる空き家について解体費用の一部を補助し、解体による危険除去を推進してまいります。

また、串本太地道路につきましては、用地の測量や買収等が始まる予定で、本町も職員を派遣し、早期の完成に向けて協力する予定としてございます。

次に、特別会計でございます。

国民健康保険事業費特別会計につきましては、医療費に係る保険給付、国民健康保険事業費

納付金など総額25億2,623万円を計上してございます。平成30年度より財政運営の責任主体が和歌山県となり、決定された国民健康保険事業費納付金を和歌山県に納付することになってございます。

後期高齢者医療事業費特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金など総額4億9,493万円を計上いたしてございます。

育英奨学金貸与事業費特別会計につきましては、高校生、大学生等への貸与を継続し、今年度も予算を計上いたしております。

下水道事業費特別会計におきましては、那智山地区特定環境保全公共下水道に係る事業費を計上いたしております。

介護保険事業費特別会計におきましては、総額21億2,508万円を計上してございます。

勝浦地方卸売市場特別会計につきましては、勝浦地方卸売市場第1売り場の改修を行うこととしてございます。

次に、企業会計でございます。

水道事業会計につきましては、那智谷地区で水の安定供給のため市野々配水池の築造工事を実施いたします。

町立温泉病院事業会計につきましては、生理検査システムの更新等、診療に必要な備品を整備いたします。

以上が令和2年度予算の大要でございます。

引き続き、議案第13号から御説明申し上げます。

議案第13号東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合規約の変更についてにつきましては、同施設の副管理者は太地町の副町長を当てることとしておりますが、改正後は他の構成市町村長のうちから選任するとするもの等、所要の改正を行うものでございます。

議案第14号那智勝浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして改正を行うものでございます。

議案第15号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきましても、会計年度任用職員制度の導入に伴い改正するものでございます。

議案第16号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、こちらも会計年度任用職員制度が導入されたことによるもので、育児休業を取得できる非常勤職員の範囲を規定するなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第17号那智勝浦町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、こちらも会計年度任用職員制度が導入されたことによる改正を行うものでございます。

議案第18号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、特別職非常勤職員の範囲について改正を行うものでございます。

議案第19号那智勝浦町交通指導員設置条例を廃止する条例につきましては、地方公務員法及

び地方自治法の一部改正に伴い改正するもので、特別職非常勤職員の任用要件厳格化により、今後、本町の交通指導員につきましては特別職非常勤職員ではなく有償ボランティアとして委嘱することになるため、当該条例を廃止するものでございます。

議案第20号那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例につきましては、町営バスの色川路線の経路について見直しを図り、改正を行うものでございます。

議案第21号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るため、関係法令の整備に関する法律の施行に伴い改正するものでございます。

議案第22号那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法及び厚労省基準の一部改正に伴い、条例改正をするものでございます。

議案第23号損害賠償の額の決定についてにつきましては、損害賠償の額の決定について議会の議決を求めるものでございます。

議案第24号につきましては令和元年度一般会計補正予算であり、歳入歳出それぞれ4,783万6,000円を増額し、予算総額を84億698万7,000円とするものであります。主なものといたしましては、障害者福祉サービス費や認知症高齢者グループホームに対する防災改修等支援事業補助金の補正、また事業費確定に伴う防災行政無線デジタル化整備工事費の減額などの補正でございまして。

議案第25号から議案第28号は育英奨学金貸与事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、地方卸売市場事業費特別会計、病院事業会計に係る令和元年度補正予算でございます。

議案第29号と議案第30号につきましては、町道の路線認定について議会の議決をお願いするものでございます。

以上が本議会に提案いたしました30件の概要でございます。その詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議いただき、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（荒尾典男君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第13号 東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合理約の変更について

○議長（荒尾典男君） 日程第4、議案第13号東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第13号東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合理約の変更について御説明申し上げます。

この規約は、養護老人ホーム南紀園及び特別養護老人ホーム南紀園の事務を取り扱っています東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合について定めたものでございます。一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条におきまして、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けるものであり、関係地方公共団体の協議については議会の議決を経なければならないものでございます。

今回の改正は、当組合の副管理者は現在太地町の副町長をもって当てていますが、当地方において高齢化が進む中でよりよい施設づくりを推進し、今後の組合運営を行うため、他の構成市町村長から選任することとし、それに伴い組合の執行機関の組織、選任の方法、組合議会の組織、議員の選任の方法及び任期について所要の変更を行うものでございます。

また、養護老人ホームの特定施設入居者生活介護事業等の廃止に伴い、老人福祉法による入所措置及び老人短期入所事業を行うため、共同処理する事務について所要の変更及び字句の訂正を行うものでございます。

次のページに規約の一部を変更する規約を添付しております。

まず、関係資料のほうをお願いいたします。

今回の改正の概要でございます。5点でございます。移転前の養護老人ホーム南紀園で行ってました介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業等は移転後に廃止し、老人福祉法に基づく入所措置事業を行っていることから規約を変更します。

2つ目、副管理者は現在太地町の副町長となっておりますが、当地域において高齢化が進む中でよりよい施設づくりを推進し、今後の組合運営を行うため、副管理者を他の構成市町村長とします。

3つ目、市町村長に事故あるとき等の代理について定めていますが、市町村長とその他の議員との代理についての整合性がとれないため規約から削ります。

4つ目、監査委員の任期について、地方自治法第197条で定められていることから規約から削ります。

5つ目、その他、字句等の訂正を行います。

改正概要は以上でございます。

次に、新旧対照表をお願いします。

第3条では、介護保険法に基づく入所者の生活介護、特定施設入居者生活介護等は移転後に廃止し、老人福祉法に基づく入所措置事業を行っていることから変更するものでございます。

第4条は句読点の追加でございます。

第5条第2項は、第8条で副管理者の選任方法を変更することに伴い、議員の選任方法を関係市町村議会議長6人、関係市町村長4人、管理者である太地町長が太地町の職員のうちから指名した者1名、副管理者である市町村長の長がその市町村の職員のうちから指名した者1名に変更を行うものでございます。

なお、議員の総数は変わりありません。

第5条第3項及び第6条第1項ただし書きは、市町村長に事故あるとき等の代理について定

めていますが、市町村長とその他の議員との代理についての整合性がとれないため、規約から削るものでございます。

第6条第2項は、第8条で副管理者の選任方法を変更することに伴い、第5条第2項で指名された者の任期を追加するものでございます。

第8条は、副管理者について関係市町村長のうちから選任するため変更を行うものでございます。それに伴い、会計管理者についての規定を第4項とし、以降を1項ずつ繰り下げるものでございます。

2ページをお願いします。

第9条は、第8条で副管理者の選任方法を変更することに伴い、管理者及び副管理者の任期等を定めるものでございます。

第10条第3項は、字句の訂正でございます。

第11条第3項は、監査委員の任期について、地方自治法第197条で定められていることから、規約から削るものでございます。

第12条は、句読点の追加及び字句の訂正でございます。

附則といたしまして、この規約は4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、8月開催予定の第2回定例会において新しい副管理者を選任することとなりますので、それまでの間は現在の副管理者が在職することについて定めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 今度規約が変わるということで、これわかりづらいんですが、この第3条第2項の関係なんですけれども、そこの条項についてはそもそも南紀園の移転のときにこれ改正すべきものだったのかどうか、移転のときに実質どうやって変わったのか、内容はただほぼ同じで基づく法律が変わったのかどうか、そこらあたり御説明をお願いします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 今回の改正でございますけれども、第3条第2項につきましては移転前、養護老人ホーム南紀園で行ってございました介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業等は移転後に廃止ということで移転時に廃止すべきものでございましたが、その当時まだこの事業を行うことがあるかもしれないということで置いておりましたが、現実のところもう行ってないということで今回の改正で変更するものでございます。

○議長（荒尾典男君） 1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 本来、その移転時に改正すべきものだったのが、今回この議員の選任についての方法が変わるということで改正がされているということで理解させていただきました。

これ法の規約によって行われる施設の運営ですので、規約の改正は適正に行うべきであると思います。適正なる執行法を考えるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第13号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第14号 那智勝浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第5、議案第14号那智勝浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第14号について御説明申し上げます。

〔議案第14号朗読〕

次のページをお願いいたします。

本条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、人事行政の運営等の状況の公表対象にフルタイム会計年度任用職員を含めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第14号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第15号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第6、議案第15号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第15号について御説明申し上げます。

〔議案第15号朗読〕

次のページをお願いいたします。

本条例は、地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し規定することを目的とするものでございます。

今回の改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員についても本条例の規定を適用することとなるため、別段の定めとする旨を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第15号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第7、議案第16号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第16号について御説明申し上げます。

〔議案第16号朗読〕

恐れ入りますが、本日お配りいたしました関係資料のほうをごらん願います。議案第16号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例関係資料と題したものでございます。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律等に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めたものでございます。

今回の改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、会計年度任用職員制度を含めた非常勤職員の育児休業について所要の規定の整理を行うものでございます。

改正内容でございます。四角で囲んだ部分が改正内容の説明となっております。

第2条第3号は、非常勤職員の育児休業の取得要件について規定してございます。下記のア・イ・ウに該当する非常勤職員につきましては、育児休業の承認を受けることができます。

まず、アといたしまして、1年以上勤務する者、子が1歳6カ月到達日を超えて引き続き在職することが見込まれる者及び1週間の勤務日が3日以上の子または1年間の勤務日が121日以上の者のいずれにも該当する非常勤職員でございます。

イにつきましては、1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員または配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしようとする場合及び子の1歳到達日後に育児休業をすることが特に必要と認められる場合として規則で定める場合のいずれにも該当する非常勤職員で、1歳到達日の翌日から育児休業しようとする者。

次、2ページをお願いいたします。

ウといたしまして、任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員で、任期の更新または採用に伴い、引き続き育児休業をしようとする者と定めてございます。

続きまして、3ページをごらん願います。四角で囲んだところでございます。

第2条の3についてでございます。第2条の3は、非常勤職員が育児休業を取得できる期間

を定めてございます。次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日としております。

第1号でございますが、2号及び第3号以外の場合は子の出生の日から1歳到達日まで。

第2号でございます。配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合は、子の出生の日から1歳2カ月に達する日まで（最長1年間）でございます。

第3号でございます。1歳から1歳6カ月に達する日までの子を養育するため、非常勤職員または配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしている場合及び子の1歳到達日後に育児休業をすることが特に必要と認められる場合として規則で定める場合のいずれにも該当する非常勤職員が1歳到達日の翌日から育児休業しようとする場合は、子の1歳到達日の翌日から1歳6カ月に達する日までとしてございます。

続きまして、第2条の4についてでございます。第2条の4は、非常勤職員が1歳6カ月から2歳に達するまでの子を養育するため次の各号のいずれにも該当する場合には、当該子が1歳6カ月から2歳に達するまでの育児休業ができることを規定してございます。

第1号でございます。1歳6カ月到着日に本人または配偶者が育児休業をしている場合。

第2号でございます。子の1歳6カ月到達日後に育児休業をすることが特に必要と認められる場合として規則で定める場合としてございます。

4ページをお願いいたします。

第2条の5の四角で囲んだ部分でございます。第2条の5は、第2条の3及び第2条の4を新規に追加したことに伴い、条の繰り下げを行ってございます。

第3条の部分でございます。

第3条第7号及び第8号は、育児休業を再度取得できる特別な事情について追加してございます。

第7号、条例第2条の3第3号または第2条の4の規定に該当する場合。

第8号でございます。任期の末日まで育児休業をしている者で、任期の更新または採用に伴い、引き続き育児休業をしようとする場合でございます。

このページ一番下の第4条についてでございます。語句の整理を行い、「教育」を「養育」に改めてございます。

5ページをお願いいたします。

第7条第2項でございます。第7条第2項は、育児休業をしている会計年度任用職員の勤勉手当の支給を除外するものでございます。

第8条でございます。第8条は、育児休業をした会計年度任用職員の職務復帰後の号給調整の適用を除外するものでございます。

一番下、第17条についてでございます。第17条は、部分休業ができない職員を規定しております。下に該当する職員は、部分休業をすることができません。

第1号、育児休業法第17条の規定により短時間勤務をしている職員。

第2号です。引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員と勤務日の日数及び勤務日

ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員のいずれにも該当しない非常勤職員でございます。

6ページをお願いいたします。

第18条についてでございます。第18条は部分休業の承認要件の整理を行い、規定するものでございます。

第3項は、非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（最長2時間）で行うものとし、育児時間または介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合には、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ2時間から育児時間または介護をするための時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとしてございます。

会計年度任用職員につきましては、制度導入に合わせて国の基準に沿った条文整理を行うものでございます。会計年度任用職員につきましては、勤務時間、任用時間等がさまざまでございます。そのため、一定の要件を満たす場合においては取得でき、その取得期間などについて国の基準に沿った形で定めるものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第16号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第17号 那智勝浦町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第8、議案第17号那智勝浦町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。



提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第17号について御説明申し上げます。

〔議案第17号朗読〕

次のページをお願いいたします。

本条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものでございます。

今回の改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、本条例で引用する条項のずれを改めるもの、そして用語整理を行うものでございます。

新旧対照表のほうをごらん願います。

第2条第2項、第3号の下線部分、第22条第1項を第22条に、条件付き採用の附きの文字をこざとへんのないものに改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第9、議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第18号について御説明申し上げます。

〔議案第18号朗読〕

今回の改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、特別職の非常勤職員に該当する職務の厳格化に伴い、この条例の対象となる者を変更するため改正するものでございます。

資料の新旧対照表のほうをごらん願います。

まず、右側、改正前の太枠で囲んだ部分、集落支援員、地域おこし協力隊員を削除いたします。これらの職種については委託へと移行するものでございます。

その下、1つ飛びまして交通指導員会長から交通指導員につきましても削除いたします。これらの職種につきましては有償ボランティアとするものでございます。

続きまして、特別土地保有税審議会委員につきましては、平成15年をもって特別土地保有税審議会条例を廃止しており、実態がございませんので削除するものでございます。

一番下の住宅資金貸付審査委員会委員につきましては、住宅貸付資金事業の終了により削除するものでございます。

次のページをお願いいたします。

右側の改正前の太枠で囲んだ部分、指導主事を削除いたします。会計年度任用職員へと移行となります。

次の太線部分、人権教育啓発指導員、社会教育指導員、公民館長につきましては会計年度任用職員へと、次の公民館分館長及び公民館分館事務長につきましては有償ボランティアへと移行いたします。

次の子ども会指導員につきましても有償ボランティアへと移行するものでございます。

次の図書館長につきましては、会計年度任用職員となります。

次のページをごらん願います。

山林調査員につきましては、有償ボランティアに移行いたします。

そして、外国語指導助手、国際交流員につきましては、会計年度任用職員へと移行となります。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） これ制度のことですけれども、少し気になるのは交通指導員さん、ほかの委員さんもそうなんですけれどもこの非常勤の特別職から委託となります。身分保障の関係で当然委託契約の中でうたわれることになると思うんですけれども、例えば活動中に事故があった場合にどうなるのかお伺いしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 交通指導員についてのお尋ねでございます。

交通指導員につきましては有償ボランティアという枠組みに移行させていただいてございます。当然、公務と申しますか業務に関しましては保険のほう、ボランティア保険なりというような形での保険対象として加入するものでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 失礼いたしました。

有償ボランティアということで保険に入る、事故があった場合に保険の対象でということですね。交通指導員さん、これまでも積極的な活動をしていただいて有償ボランティアというのは私理解しがたいところもあるんですけども、その点についていかがでしょうか。

○議長（荒尾典男君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時35分 休憩

10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 交通指導員についてのお尋ねでございます。

交通指導員さんにおかれましては大変御苦労いただいております、御活躍いただいております。会計年度任用職員制度におきましては、国からマニュアルが示されてございます。今回、非常勤特別職からマニュアルの中で外れるものでございます。近隣市町村等の状況、他市町村の状況等を踏まえまして、今回有償ボランティアというふうな形にさせていただいたものでございます。

なお、待遇等、特に不利益を与えるというものではございません。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第19号 那智勝浦町交通指導員設置条例を廃止する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第10、議案第19号那智勝浦町交通指導員設置条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第19号について御説明申し上げます。

〔議案第19号朗読〕

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町交通指導員設置条例につきましては、本町の道路交通安全を保持するための交通指導員の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とするものでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、交通指導員については特別職非常勤でなくなることから、この条例を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第20号 那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第11、議案第20号那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正

する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第20号について御説明申し上げます。

〔議案第20号朗読〕

今回の条例改正につきましては、町営バス色川線の12月から3月までの冬季運転期間における路線の変更並びに回数券の種類を追加するものでございます。

新旧対照表をごらん願います。

別表2（第6条関係）でございます。1枚目が改正後、2枚目が改正前となっております。

1枚目の改正後におきまして、6．円満地公園、それから7．口色川会館を追加してございます。

別に関係資料といたしまして路線図を配付させていただいておりますので、そちらをごらん願います。

青色の線でお示ししている部分が今回の路線の延長をお願いする部分でございます。口色川会館で折り返しておりましたところを円満地公園まで延長し、折り返しを改正するものでございます。地元区等からの要望を受け、考慮したものでございます。

あわせて、時刻表について、乗り継ぎ等、地元区の要望に沿うよう改正してございます。こちらは、那智勝浦町営バスの運行に関する条例施行規則におきまして別に定めると規定しており、そちらを改正するものでございます。

新旧対照表にお戻り願います。3ページでございます。

別表7におきまして、一番上、回数券の券種50円回数券を追加してございます。100円区間を御利用の小学生、身体障害者手帳または療育手帳を有する方と、利用料が半額の対象となる方の御要望により追加するものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 確認だけさせてください。今、この表を見てもそうですけれども、12月から3月期ということでありますけれども、残りの夏場とか円満地公園をよく利用されるような時期、その点については考慮はされておられないのでしょうか。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 今回の改正につきましては、冬季、12月から3月期分の路線についての変更でございます。それ以外の部分につきましては、今のところ現状というふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 今回の改正、冬場の時期の12月から3月までの時期ということで、路線についてはもう地域の方々の御意見を聞いていただいて設定をしていただいたなと思います。地域の方々のお話の中で、温暖化ではないんですけども12月とか今の3月の時期です、凍結することがあるのかどうか、そのような話はなかったでしょうか、お伺いたします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 冬季、12月から3月期におけますそもそもの路線ということでございます。議員おっしゃいますとおり凍結等の関係により路線を冬季とそれ以外の分ということで変更して運行しているところでございます。

住民の一部の方からは、当然12月から3月期におきましてもほかの時期と同じような形で走らせることはできないかというようなことの御意見は一部頂戴してございます。ただ、現時点では安全性を確保、その部分につきまして第一番と考えてございますので、今のところこの12月から3月という期間に限ってはこのような路線で走らせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 当初、設定したときというのは12月から3月ということで設定はしてあったと思うんですけども、ただ状態を見てみると1月、2月だけでもいいんじゃないかなというふうな地元の方の御意見もありました。今後の状況を、安全のためにそれは必要なことかと思えますけど、1月、2月以外、12月、3月で凍ることがあるのかどうか、今後状況をまた見ていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 現在、12月から3月を1月から2月でも大丈夫ではないかという御意見でございます。状況のほうを見ながら、住民の皆さんに納得していただけるようなよりよいものにしていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第21号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第12、議案第21号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 議案第21号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和54年条例第2号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年12月14日に施行されたことに伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから所要の改正を行うものでございます。

改正内容としましては、印鑑の登録に関して、これまで成年被後見人は一律に排除される規定となっておりますが、改正後は個別に審査を行い、意思能力の有無を判断するように改めるものでございます。

具体的には、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に合わせて総務省から通知が出ており、成年被後見人であっても法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして印鑑の登録の申請を受け付けることとして差し支えないとされました。これによりまして、印鑑の登録を受けることができない者のうち、成年被後見人を意思能力を有しない者に改めます。

また、これとは別に、国の要領改正に伴い必要な文言の整理を行うものでございます。

お手元に新旧対照表を配付させていただいておりますので、こちらで御説明申し上げます。

改正前の右の表をごらんください。

第2条第1項、アンダーライン部分です、本町の住民基本台帳とありますものを、改正後、左の表です、本町が備える住民基本台帳に改めます。

第2条第2項です、改正前、アンダーライン部分、満15歳未満の者及び成年被後見人とありますものを、改正後です、次に掲げる者に改め、第1号として15歳未満の者、第2号として意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く）をつけ加えるものでございます。

第7条第3項です。改正前、アンダーライン部分、記録されているとありますものを、改正後

です、記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ）がされているに改めるものでございます。

第14条第2項です。改正前、アンダーライン部分、磁気テープを、改正後です、磁気ディスクに改めるものでございます。

最後に、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第21号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第22号 那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第13、議案第22号那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第22号那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

この条例は、児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。今回の改正は、令和元年10月3日に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことによるものでございます。

児童福祉法の規定に基づき、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例

で基準を定めなければならないとされ、市町村が条例で基準を定めるに当たっては事業に従事する者及びその員数については国の基準に従い定めるものとされてきました。

しかし、令和元年6月7日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、市町村が条例で基準を定めるに当たっては、全ての事項について従うべき基準から参酌する基準とされました。改正省令はこれを受けて、国の基準で定める事項を全て参酌すべき基準とし、地域の実情に応じて異なる内容を定めることを許容するものでございます。

条例第10条第3項では、職員の資格要件について定められており、放課後児童支援員は資格要件に該当する者であって研修を修了したものでなければならないと定められておりますが、附則第2条において、経過措置とし研修を修了していない者であっても支援員の資格を有し、支援員の研修を修了することを予定している者を放課後児童支援員とみなすとされております。

今回の改正は、この経過措置が国の基準では令和2年3月31日をもって切れることから、有資格者が少なく支援員のなり手が少ない当地方の実情を考え、延長を行うものでございます。延長の期間につきましては、当地方の実情を考え当分の間といたします。

附則といたしまして、令和2年4月1日から施行するものでございます。

資料といたしまして、新旧対照表を添付しています。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第22号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第23号 損害賠償の額の決定について

○議長（荒尾典男君） 日程第14、議案第23号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第23号について御説明申し上げます。

〔議案第23号朗読〕

事故の説明をさせていただきます。

日時は令和元年10月4日金曜日午前1時過ぎ、発熱で救急外来を受診された患者様に誤った点滴薬を投与する事故が発生しました。患者様は1カ月前から時々発熱があり、10月3日木曜日から40度の発熱があり、日が変わった10月4日午前1時過ぎに当院の救急外来を受診されました。

当直医師の診察により、肺炎、胸膜炎の疑いで解熱鎮痛剤アセリオを点滴することになりましたが、間違えて抗不整脈剤リドカインを点滴してしまいました。保管棚の点滴薬を医師と看護師で確認しましたが、看護師が保管棚から取り出す際に隣にあった別の点滴薬を手にしてしまいそのまま点滴してしまったもので、ダブルチェックが不十分だったことが原因です。

点滴開始後、すぐに患者様から喉が変な感じと体の不調を訴えられましたので、その時点で点滴を中止しました。抗不整脈剤リドカインは不整脈予防に効果がありますが、用法用量としてアセリオより点滴速度が遅く、アセリオの速度でリドカインを点滴したため中毒症状が発生しました。患者様は一時的には興奮状態にもなり、手足に力が入らない、口の中がしびれる、気分不良等の症状等を訴えました。午前2時ごろには症状が徐々に治まってきましたので病棟に入院し、その日の午後に退院されました。

患者様は、10月10日木曜日に再度来院し、山本院長の診察を受け、肺炎は治まっていることが確認できました。診察後、御家族を含めて一連の状況を説明しましたが、御本人は眠れない日が続いており、仕事にも支障を来しているとのことで、その後、町内の心療内科を受診し、服薬により睡眠がとれるようになりました。

なお、10月9日に外部の医師を委員として招き事故調査委員会を開催しましたが、外部委員の医師からはこの薬での身体的な後遺症はないと思うが、精神的な影響は残るかもしれないとの意見をいただいております。

御本人には医療事故調査結果を説明し、事故補償について協議を重ねてまいりましたが、このほど御本人と病院及び損保ジャパン日本興亜株式会社との協議が調いしましたので、示談書を交わしたく、本議案をお願いするものでございます。

損害賠償の額は、慰謝料、休業補償等で69万3,620円でございます。全額保険にて補填されます。

なお、病院ではこの事故を受けまして、点滴薬のダブルチェックを徹底し、点滴の際にチェックした2人の氏名を点滴薬に記入して再度確認するようにしています。

また、点滴薬に限らず、重要項目のダブルチェックの徹底を周知し、再発防止に努めております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第23号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時20分 休憩

12時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第24号 令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）

○議長（荒尾典男君） 日程第15、議案第24号令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第24号令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,783万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億698万7,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の規定となっております。

第3条では地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款11の地方交付税から款22の町債まで、歳入合計で補正前の額84億5,482万3,000円から補正額で4,783万6,000円を減額し、計で84億698万7,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の総務費からの款12諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みであるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

款4衛生費のごみ焼却施設整備基本計画等策定事業から款10災害復旧費の小金島漁港災害復旧事業まで6件の事業で、合計金額2億1,099万2,000円を翌年度に繰り越し、令和2年度において実施するものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、緊急防災・減災事業債について、限度額を3億6,140万円から6,800万円減額し2億9,340万円とし、補正前の限度額の計11億4,953万7,000円から補正後の限度額の計を10億8,153万7,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の8ページの歳出について、それぞれ4,783万6,000円の減額をお願いしてございます。

8ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金166万1,000円の増額、地方債6,800万円の減額、その他1万5,000円の増額、一般財源は1,848万8,000円の増額となっております。

9ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

総務課の関係でございます。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は1億8,185万円の追加で、計で31億6,320万1,000円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

下の段、款18寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節3災害復興基金寄附金1万5,000円の増額につきましては、寄附金の実績見込みによるものでございます。

12ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては1億2,000万円、目

2減債基金繰入金につきましても1億5,000万円をそれぞれ戻し入れてございます。

款20繰越金、目1繰越金につきましては、平成30年度からの繰越金1億91万円を計上させていただいております。

款22町債でございます。目7消防債、節1緊急防災・減災事業債で6,800万円の減額補正で、説明欄記載の防災行政無線デジタル化整備事業に係る事業費の確定により起債額を減額するものでございます。

14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、目5災害対策費で節15工事請負費6,800万円の減額につきましては、説明欄記載の防災行政無線デジタル化整備事業に係る事業費の確定による減額でございます。

款12諸支出金、項2基金費、目8災害復興基金費1万5,000円の増額は、説明欄記載のとおり受け入れました寄附金を基金に積み立てるものでございます。

15ページには、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明のほうは省略させていただきます。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いします。

歳入の関係でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2障害者医療費負担金359万8,000円、節3障害児通所給付費国庫負担金15万9,000円は、説明欄記載のとおり過年度分に係る額の確定に伴う追加交付によるものでございます。

10ページをお願いします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2地域子ども・子育て支援事業費補助金5万2,000円は、説明欄記載のとおり延長保育事業に係る補助金でございます。事業実績見込みによる増額でございます。

節7地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金155万7,000円は、認知症グループホーム等防災改修等支援事業に係る国庫補助金が12月25日に決定したことにより、今回お願いするものでございます。補助率は10分の10でございます。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節2障害者医療費負担金、節3障害児通所給付費負担金は、国費に連動する過年度分の額の確定に伴う追加交付によるものでございます。

11ページをお願いします。

項2県補助金、目2民生費補助金、節7地域生活支援事業費補助金9万3,000円は、説明欄記載のとおり過年度分に係る額の確定に伴う追加交付によるものでございます。節11地域子ども・子育て支援事業費補助金5万2,000円は、国費と同様、延長保育事業に係る補助金でござ

います。

13ページをお願いします。

歳出の関係でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節19負担金、補助及び交付金155万7,000円は、認知症グループホーム等防災改修等支援事業補助金でございます。これは、利用者等の安全確保等の観点から、老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業について補助するものでございます。今回の整備は、大地震への備えの必要性や記録的大雨、台風の大型化による警報発令や災害がふえていることを受けまして、非常出口の段差解消、スロープの設置を行い、災害時の迅速な避難を可能にするものでございます。国庫補助金を活用して事業所へ補助するものでございます。節28繰出金は、介護保険事業費特別会計への繰出金でございます。人件費の予算科目振りかえによりその他一般会計負担額が減額でございますが、介護給付費の実績見込みにより54万7,000円の増額になっております。

目7障害者福祉費、節20扶助費1,560万9,000円は、利用実績見込みにより増額をお願いするものでございます。節23償還金、利子及び割引料702万3,000円は、平成30年度分の障害者自立支援給付費に係る額の確定に伴うものでございます。国庫支出金返納金468万2,000円、県支出金返納金234万1,000円をお願いするものでございます。

14ページをお願いします。

項2児童福祉費、目2児童措置費、節19負担金、補助及び交付金15万4,000円の増額につきましては、延長保育促進事業として延長保育を行っています私立保育園に交付するものでございます。対象児童の増により実績見込みによる増額でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費474万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。内訳についてでございますが、節3職員手当等20万円につきましては、新規事業や既存事業の事務に係る超過勤務が増加したため、年度末までの見込み分の補正をお願いするものでございます。節13委託料494万1,000円の減額につきましては、現行の那智勝浦町まち・ひと・しごと創生事業総合戦略の策定を1年間延長することに伴う事業費の減額でございます。町の総合戦略につきましては、当初本年度中の第2期総合戦略の策定を予定していたところでございますが、町の総合戦略に当たっては国や県の総合戦略を加味し整合性を図った上で策定するものとされており、国の第2期総合戦略につきましては昨年の12月に策定され、また県の第2期総合戦略につきましては3月下旬に公表が予定されていることから、時間的に本年度内の策定が厳しいことと、本年度から取り組んでおります新たな長期総合計画との整合性等を勘案いたしますと、来年度に長期総合計画と合わせて第2期総合戦略を策定するほうがよいと判

断したため、今年度事業費の減額をお願いするものでございます。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第24号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第25号 令和元年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（荒尾典男君） 日程第16、議案第25号令和元年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 議案第25号について御説明申し上げます。

令和元年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ458万7,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款4繰越金から款5諸収入まで、歳入合計、補正前468万7,000円、補正額10万円の減額で、計458万7,000円です。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費から款2奨学金貸与事業費までの歳出合計額は、歳入合計額と同額でございます。

す。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正額10万円の減額で、合計458万7,000円となっています。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額27万1,000円は、前年度繰越金です。

款5諸収入、項1貸与金元金収入、目1奨学資金貸与金元金収入、補正額37万1,000円の減額は、実績によるものです。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節25積立金、補正額218万円は、奨学基金に積み立てを行うものです。

款2奨学金貸与事業費、項1奨学金貸与事業費、目1奨学金貸与事業費、節21貸付金、補正額228万円の減額は、貸付実績による減額です。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

2番東君。

○2番（東 信介君） 減額ということで、実績で減額になったということなんですけど、結構ちまたでよく聞くんですけどほかの奨学金、大学へ行くとか専門学校へ行くとかでお借りしてあるんですけど、当初予算のこの額からこんだけ実績見込みで減ってあるということは何かハードルが高いとか借りにくいとかそういうことが聞こえてこんのか、検討する余地があるのかということはその辺を考えられてあるのかお聞きします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） お答えします。

当初予算と比して減額になってあるということで、当初見込んでおりました貸付人数よりもかなり申し込みが少なかったということがまず上げられます。それについてのハードルが高くないかという御質問でございますが、私ども成績、そして学習状況等々鑑みただでそれほどハードルは高くないとは考えているところではございます。

また、そのほかの奨学金と比べましてもそれほど高いものではないというふうには考えているところではございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第25号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第26号 令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）

○議長（荒尾典男君） 日程第17、議案第26号令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第26号について御説明申し上げます。

議案第26号令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,760万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,194万6,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、介護保険給付費の実績見込みによる補正、人件費の支払科目振りかえ、委託料の予算組み替えなどでございます。

また、歳出補正により国庫支出金、支払基金交付金など歳入予算の補正を行うものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款3国庫支出金、款4支払基金交付金、款5県支出金、款7繰入金の補正で、歳入合計、補正前の額21億1,434万2,000円に補正額1,760万4,000円を増額し、計21億3,194万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、款2保険給付費、款3地域支援事業費の補正で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計、同額でございます。

5ページの歳出補正額の財源内訳でございますが、国県支出金が1,251万6,000円、その他454万1,000円、一般財源が54万7,000円でございます。

6ページお願いいたします。

歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1介護給付費負担金は、保険給付費の国からの法定の負担分でございます。補正額336万4,000円は、歳出の保険給付費の補正に伴い補正するものでございます。

下の段、項2国庫補助金でございます。目1調整交付金、節1調整交付金134万5,000円は、介護保険財政の市町村間の調整を行うため、第1号被保険者における後期高齢者割合や所得段階別の人数割合の状況等で交付されるもので、歳出の保険給付費の補正に伴い補正するものでございます。

目2地域支援事業交付金、節2地域支援事業包括的支援事業等交付金363万8,000円は、包括的支援事業費の法定負担分であり、歳出の地域支援事業費の補正に伴い増額となっております。

目3介護保険事業費補助金、節1介護保険事業費補助金24万8,000円は、マイナンバーに關しますシステム改修費用について、歳出補正に伴い3分の2の補助金の受け入れを補正するものでございます。

7ページをお願いします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金につきましては、国費と同様、歳出の補正に伴い補正するものでございます。

8ページをお願いします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1介護給付費繰入金946万2,000円は、給付実績による歳出補正に伴い、町の負担分を補正するものでございます。節2その他一般会計繰入金891万5,000円の減額は、歳出の予算振りかえにより減額になるものでございます。

9ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費866万7,000円の減額は、節2から節4の人件費を、款3地域支援事業費、項3包括的支援等事業費、目1包括的支援等事業費に振りかえるものでございます。この科目につきましては、職員の給与費等を初めとする介護保険事業の運営に係る事務的経費であり6名分を計上していますが、1名につきましては包括支援センターに係る業務を行っており款3地域支援事業費で支出すべきものであることから、今回振りかえるものでございます。なお、振りかえることによりまして、一部国、県の負担対象となります

ことから、歳入の補正を計上しております。下から2行目、節12役務費28万1,000円は、介護保険事業計画アンケートに係る郵送料でございます。節13委託料37万3,000円は、マイナンバーに関連しますシステム改修費用でございます。介護保険事業に係る部分の改修につきましては介護保険事業費特別会計で支出すべきことから、予算を組み替えるものでございます。

10ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1保険給付費、目1居宅介護サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金、補正額1,400万円、目3審査支払手数料、節13委託料、補正額2万円は、説明欄記載のとおり給付費の実績見込みによるものでございます。

項2高額介護サービス費、目1高額居宅介護サービス費、補正額150万円、次のページ、項3高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費、補正額130万円につきましても、実績見込みによる増額でございます。

11ページ、款3地域支援事業費、項1地域支援事業管理費、目1一般管理費、節12役務費13万円は、介護給付費通知書送付に係る郵送料でございます。介護給付費通知書送付は、地域支援事業の介護給付費等費用適正化事業であることから、こちらの科目に振りかえるものでございます。

12ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費、項3包括的支援等事業費、目1包括的支援等事業費、補正額932万1,000円は、款1総務費において御説明いたしました人件費の振りかえに係るものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第26号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第27号 令和元年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算
(第2号)

○議長(荒尾典男君) 日程第18、議案第27号令和元年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長在仲君。

○農林水産課長(在仲靖二君) 議案第27号令和元年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,164万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

歳入合計の補正前の額5,164万3,000円から補正額3,000万円を減額し、2,164万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額とも歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。

起債の目的の過疎対策事業及び市場事業ともに限度額を0円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、5ページの歳入、6ページの歳出、それぞれ補正前の額5,164万3,000円、補正額三角の3,000万円、計2,164万3,000円でございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款4町債、項1町債、目1過疎対策事業債及び目2市場事業債につきまして、全額を減額するものでございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節15工事請負費の3,000万円の減額につきましては、第1売り場の舗装の改修工事を予定しておりましたが、当初予定していなかった側溝の改修やフォークリフトの自走洗い場、車両の進入を阻止するガードダンパーの設置、柱の補強等が必要となりまして、事業費が膨らみ予算不足が見込まれることとなりました。市場の閑散期に工事を行わなければならないため、補正予算での対応も難しく、今回予算を全額減額

いたしまして、令和2年度当初での予算をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第27号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第28号 令和元年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（荒尾典男君） 日程第19、議案第28号令和元年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第28号令和元年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

本議案につきましては、午前中、議案第23号で御承認いただきました損害賠償の額の決定に伴う予算措置に関するものでございます。

1ページをお願いいたします。

〔議案第28号朗読〕

2ページをお願いします。

2ページは、予算に関する説明書実施計画となっております。内容につきましては前ページの説明と重複いたしますので説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

款1病院事業収益、項1医業収益、目3その他医業収益です。既決予定額6,827万2,000円に補正予定額69万4,000円を増額し、6,896万6,000円とするものでございます。節3その他医業収益69万4,000円は、説明欄記載のとおり病院賠償責任保険金であり、損保ジャパン日本興亜株式会社より受け入れるものです。

次に、支出でございます。

款1病院事業費用、項1医業費用、目2経費、既決予定額3億6,548万3,000円に補正予定額69万4,000円を増額し、3億6,617万7,000円とするものです。節19雑費69万4,000円は、説明欄記載のとおり損害賠償金であります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第28号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第29号 町道の路線認定について

日程第21 議案第30号 町道の路線認定について

○議長（荒尾典男君） 日程第20、議案第29号町道の路線認定について及び日程第21、議案第30号町道の路線認定についてを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議案第29号について御説明申し上げます。

〔議案第29号朗読〕

1枚めくっていただきまして、添付させていただいておりますA4サイズ横置き平面図をごらんください。

地図の左斜め上から中央に向かって赤色着色部分が、今回路線認定をお願いする箇所でございます。

場所は、国道42号に面します朝日地内の大型ドラッグ店に隣接しております新消防・防災センター建設予定地に上がる進入道路でございます。

続きまして、議案第30号について御説明申し上げます。

〔議案第30号朗読〕

1枚めくっていただきまして、添付させていただいておりますA4サイズ横置き平面図をごらんください。

地図のやや左下から右斜め上に向かって赤色着色部分が、今回路線認定をお願いする箇所でございます。

場所は、わかば保育園付近の町道から新消防・防災センター建設予定地に上がる進入道路でございます。新消防・防災センター建設に当たり、今年度実施しました設計業務で和歌山県による建築許可の確認を得るため建築確認申請の事前協議を県と行いましたところ、許可条件の中に進入路を町道として路線認定するよう指導がございましたので、今回2カ所の路線認定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 議案第29号及び議案第30号について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第29号及び議案第30号について、さらに審議を深める必要があるため、総務経済常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、議案第29号及び議案第30号は総務経済常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 議案第1号 令和2年度那智勝浦町一般会計予算

○議長（荒尾典男君） 日程第22、議案第1号令和2年度那智勝浦町一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第1号令和2年度那智勝浦町一般会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度那智勝浦町一般会計予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87億1,900万円と定めるものでございます。

第2条は、第2表の債務負担行為、第3条は、第3表の地方債について規定してございます。

第4条では、一時借入金の限度額を7億円と定め、第5条では、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算、歳入でございます。

款1町税から5ページの款22町債までの歳入合計は、6ページをお願いいたします、87億1,900万円でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から10ページの款13予備費までの歳出合計は、歳入合計と同額の87億1,900万円でございます。

11ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。

新クリーンセンター建設発注支援業務委託並びに都市計画マスタープラン及び復興計画事前策定業務委託について、記載の期間及び限度額で債務負担行為を行うものでございます。

12ページをお願いいたします。

第3表地方債でございます。

起債の目的欄の地域活性化事業から一番下の市町村振興資金貸付金まで、総額13億5,450万9,000円の借り入れを見込んでおります。

13ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書、1総括、歳入でございます。

款1町税から次のページの款22町債まで、歳入合計で本年度予算額87億1,900万円、前年度予算額80億3,180万円、前年度との比較は6億8,720万円の増となっております。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から款13予備費まで、歳出合計は本年度予算額、前年度予算額、比較、とも歳入と同額でございます。本年度予算額の財源内訳は、国県支出金11億8,868万9,000円、地方債11億8,080万円、その他4億1,048万円、一般財源は59億3,903万1,000円となっております。

続きまして、総務課の関係でございます。

歳入から御説明させていただきます。

18ページをお願いいたします。

中段の款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、目1地方揮発油譲与税につきましては、地方揮発油税のうちの市町村に配分される分について市町村道の延長及び面積により案分され市町村に交付されるもので、本年度予算額は1,600万円を計上してございます。

項2自動車重量譲与税、目1自動車重量譲与税につきましては、自動車重量税のうちの市町



村に配分される分について市町村道の延長及び面積によって案分され市町村に交付されるもので、本年度予算額は4,200万円を計上してございます。

19ページをお願いいたします。

中段、款3利子割交付金、目1利子割交付金につきましては、預貯金等の利子に対して課税される県民税利子割額のうち、市町村に配分される分について市町村の個人県民税の額により案分され市町村に交付されるもので、本年度予算額は400万円を計上してございます。

款4配当割交付金、目1配当割交付金につきましては、一定の上場株式等の配当について県民税として特別徴収されたもののうち、事業費1%を控除した残りの約5分の3に相当する額が市町村に配分されるもので、本年度予算額は1,100万円を計上してございます。

20ページをお願いいたします。

款5株式等譲渡所得割交付金、目1株式等譲渡所得割交付金につきましては、配当割交付金と同様に、一定の上場株式等の譲渡益等について県民税として特別徴収されたもののうち、事務費を控除した残りの5分の3に相当する額が市町村に配分されるもので、本年度予算額は900万円を計上してございます。

款6法人事業税交付金、目1法人事業税交付金につきましては、令和2年度より法人事業税の一部が都道府県から市町村に交付されるもので、都道府県の法人事業税のうち、7.7%に相当する金額が市町村の従業者数で案分され交付されるもので、本年度予算額は333万6,000円を計上してございます。

款7地方消費税交付金、目1地方消費税交付金につきましては、消費税10%に含まれる地方消費税2.2%のうちの2分の1が国勢調査人口及び事業所統計、企業統計の従業者数で案分され市町村に交付されるもので、本年度予算額は3億3,000万円を計上してございます。

21ページをお願いいたします。

款8ゴルフ場利用税交付金、目1ゴルフ場利用税交付金につきましては、ゴルフ場の利用者に対して課せられた県税の10分の7に相当する額がゴルフ場所在市町村に交付されるもので、本年度予算額は1,500万円を計上してございます。

款9環境性能割交付金、目1環境性能割交付金につきましては、自動車取得税交付金にかわり令和元年10月より創設されたもので、自動車税環境性能割額の一部について県から交付されるもので、今年度は655万8,000円を計上してございます。

款10地方特例交付金、目1減収補てん特例交付金につきましては、住宅ローン控除に伴う減収補填分として交付されるもので、本年度予算額は900万円を計上してございます。

22ページをお願いいたします。

款11地方交付税、目1地方交付税につきましては、前年度より1億4,000万円増の30億円を計上してございます。

款12交通安全対策特別交付金、目1交通安全対策特別交付金につきましては、交通安全対策を推進する施策の一環として、道路交通法による反則金の一部が地方公共団体ごとの交通事故件数及び人口集中地区人口によって配分されるもので、本年度予算額は150万円を計上してご

ざいます。

25ページをお願いいたします。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1町有地使用料93万円のうち総務課関係として、勝浦商港地区埋立地64万8,000円で勝浦漁商協同組合に貸与しているものでございます。節2町営バス運行料377万9,000円につきましては、色川線、太田線、下里線に加えまして、令和元年10月より運行を開始しました勝浦線、宇久井線の合計5路線に係る町営バスの料金収入でございます。

30ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金326万7,000円につきましては、マイナンバー制度の情報連携に係るもので、本年度は他の行政機関との情報連携を行う中間サーバーの機器更改の費用を各市町村で負担しておりますが、その費用について国からの補助金を受け入れるものでございます。節2個人番号カード交付事業費補助金338万4,000円につきましては、個人番号通知カードの作成、発送を地方公共団体情報システム機構に委任するための費用に関する国庫補助金を受け入れるものでございます。節3個人番号カード交付事務費補助金23万9,000円につきましては、市町村が行う個人番号カードの交付に要した費用に対する補助金でございます。作成、発送を地方公共団体情報システム機構に委任するための事務費に関する国庫補助金を受け入れるものでございます。

31ページをお願いいたします。

目5消防費国庫補助金、節1社会資本整備総合交付金302万4,000円につきましては、説明欄記載の住宅耐震関係事業に係る国庫補助金を受け入れるものでございます。木造住宅耐震診断事業費補助金は、平成12年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断を実施するもので、本年度は20戸を予定しており、その2分の1の補助金でございます。非木造住宅耐震診断事業費補助金4万4,000円につきましては、昭和56年5月以前に建築された非木造住宅の耐震診断を実施するもので、本年度は1戸を予定しており、その3分の1の補助金でございます。32ページをお願いいたします。住宅耐震補強設計及び改修事業補助金250万円につきましては、本年度は限度額50万円の5戸分を予定してございます。

33ページをお願いいたします。

項3委託費、目1総務費委託金、節2自衛官募集事務費委託金3万5,000円につきましては、事務取扱に係る国からの委託金でございます。

36ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、中ほど、節3県移譲事務市町村交付金93万2,000円につきましては、県から移譲された電子証明の発行、浄化槽の届け出及び液化石油ガスに関する事務等に対する交付金でございます。

41ページをお願いいたします。

下の段でございます、目6消防費補助金、節1住宅耐震化促進事業費補助金245万9,000円に

つきましては、説明欄記載の住宅耐震関係事業に係る県補助金を受け入れるものでございます。木造住宅耐震事業費補助金24万円につきましては、国庫補助金と同様、住宅耐震診断20戸に対する4分の1の県補助を受け入れるものでございます。非木造住宅耐震診断事業費補助金2万2,000円につきましては、国庫補助金と同様、1戸分に対する6分の1の県補助金を受け入れるものでございます。住宅耐震補強設計及び改修事業補助金166万5,000円につきましても、国庫補助金と同様、設計費と改修工事費を合わせた補助金で、1戸当たり定額の33万3,000円の県補助金を受け入れるもので、5戸分を予定してございます。耐震ベッド・耐震シェルター設置事業費補助金53万2,000円につきましては、2件分の県補助金を受け入れるものでございます。節2わかやま防災力パワーアップ事業費補助金1,225万4,000円につきましては、避難路等整備事業として175万円、地域防災拠点等整備事業として95万1,000円を計上してございます。42ページをお願いいたします。ブロック塀耐震化促進事業につきましては200万円、家具類等転倒防止のほか要配慮者支援対策事業40万円の県補助を受け入れるものでございます。地震・津波災害からの事前策定支援事業として250万円、これは今回都市計画マスタープランを策定するに当たりまして共通する作業の多い事前復興計画をあわせて策定するもので、その2分の1の県補助金を受け入れるものでございます。次の防災意識の普及促進事業として、洪水・土砂災害に係るハザードマップの作成を予定しており、その2分の1の県補助金を受け入れるものでございます。

45ページをお願いいたします。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入1,599万2,000円のうち総務課関係分は1,467万9,000円で、警察署、勝浦幹部交番、県営住宅、職員駐車場等の町有財産貸付収入でございます。

目2利子及び配当金396万円につきましては、説明欄記載の財政調整基金利子から那智の郷共同污水处理施設事業基金利子までの12件の基金利子と、備考欄一番下の1件の配当金を受け入れたものでございます。

46ページをお願いいたします。

款18寄附金、目2総務費寄附金、節3災害復興基金寄附金につきましては、10万円を見込み額として計上してございます。

47ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2億5,000万円及び目2減債基金繰入金3億5,000万円につきましては、それぞれの基金から取り崩しを行い繰り入れするものでございます。

目3まちづくり応援基金繰入金2億円につきましては、寄附金の事業目的に合った事業の財源に充てるため、まちづくり応援基金から取り崩すものでございます。

目4公共施設整備基金繰入金7,700万円につきましては、消防・防災センター用地造成工事に係る事業の財源に充てるため、取り崩すものでございます。

項2他会計繰入金、目1他会計繰入金、節1通所介護事業費特別会計繰入金120万円は、通

所介護施設ゆうゆうの施設維持協力金として通所介護事業費特別会計から繰り入れするものでございます。

48ページをお願いいたします。

下段の款21諸収入、項2町預金利子、目1町預金利子は100万円を計上してございます。

50ページをお願いいたします。

項4雑入、目1雑入、節1雑入は9,020万5,000円でございます。このうち総務課の関係は、説明欄1行目から8行目の町有建物災害共済金までで、主なものといたしまして5行目の高圧送電線々下補償金392万6,000円につきましては、関西電力からの高圧送電線に係る線下補償金でございます。7行目、旧グリーンピア南紀受水槽設置替工事負担金478万5,000円につきましては、受水槽の老朽化に伴う布設替工事に係る太地町からの2分の1の補助金を受け入れるものでございます。

52ページをお願いいたします。

款22町債でございます。本年度の借入額として目1総務債から次のページの目9臨時財政対策債まで計で13億5,450万9,000円を見込み、説明欄記載の各事業の財源として借り入れを予定してございます。

54ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳出の説明に入ります前に、町全体の当初予算に係る職員数について御報告させていただきます。

令和2年4月1日の職員数の見込みは353人で、病院の医療関係職員127人を差し引きますと一般職員等は226人で、その内訳は消防職員40人、保育士34人、保健師7人、管理栄養士1人、一般行政職員144人となります。

また、会計年度任用職員制度の導入により地方自治法施行規則が改正され、歳出の節番号7の賃金の科目が削除となり、7節以降の節番号が繰り上がってございます。従前の臨時職員の予算科目賃金は、パートタイム会計年度任用職員は節1の報酬として支払われ、フルタイム会計年度任用職員は正職員と同様、給料の科目となります。

57ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。この科目では、町長、副町長並びに総務課、会計課及び一般行政職の新規採用職員を合わせた33人の人件費と各出張所の会計年度任用職員の人件費、全職員に係る公務災害補償負担金、退職手当負担金、総合賠償補償保険の掛金、職員健康保険等の経費を計上してございます。本年度予算額は3億6,758万9,000円で、前年度と比較して1,060万3,000円の増額となっております。その主な要因は、職員数の増による人件費関連の経費などによるものでございます。節1報酬1,809万5,000円で、前年度比1,787万円の増額となっております。説明欄4行目までの記載の各委員会委員に加えまして、会計年度任用職員制度の開始により支払い科目が賃金から報酬へと変わったことにより、説明欄記載の出張所関係職員8名及び休職者に係る代替職員2名分でございます。

以下、他の科目におきましても、従前賃金の支払い科目での支払いは報酬へと変わってまいります。節2給料1億2,401万6,000円で、前年比1,760万円の増額、節3職員手当で1,371万2,000円減の8,611万1,000円となっております。一般管理費所管職員数が27名から33名へと6名増員になったことによるものでございます。機構改革の際、観光総務費に計上した企画関係職員分について、その性質上、総務一般管理費へ振りかえたものが主な要因でございます。

58ページをお願いいたします。

節9交際費につきましては、12万円減額し、108万円を計上してございます。

節12委託料1,263万5,000円のうち、財務書類作成支援業務委託319万円、公会計システム保守委託につきましては、公会計制度に伴うものでございます。そのほか、職員健康診断委託396万2,000円、町例規集維持更新委託283万3,000円などがございます。

59ページをお願いいたします。

節13使用料及び賃借料328万9,000円のうち、説明欄記載2行目の自動車等借上料55万円のうち、2年に1度実施しております区長連合会の視察のバス借上料50万円を計上してございます。中ほどの住宅借上料73万3,000円は、区市町村課へ研修派遣する職員の住宅借上料でございます。下から2行目の行財政情報サービス利用料24万円は、国の政策や全国各地の自治体の先進的な政策等に係る情報サービス利用料でございます。節18負担金、補助及び交付金5,502万6,000円のうち、説明欄3行目の退職手当特別負担金4,003万7,000円につきましては、前年度と比較して1,036万6,000円の減額となっております。これは、退職に伴う特別退職負担金について、該当者が5名分の減少、調整負担金の減少などによるものでございます。備考欄一番下の人事交流派遣職員負担金930万円につきましては、和歌山県との人事交流に係る負担金でございます。

60ページをお願いいたします。

目3財産管理費でございます。この科目では、役場庁舎、マイクロバス、集中管理公用車、旧グリーンピア南紀及びその他の町有財産の維持管理費用が主なものでございます。本年度予算額は6,754万6,000円で、前年度と比較して712万5,000円の増となっております。主な増額の要因といたしまして、旧グリーンピア南紀の受水槽の布設がえによるものでございます。節10需用費のうち、説明欄の燃料費326万9,000円は、集中管理公用車の燃料費及び庁舎のボイラー用重油などがございます。その下の光熱水費880万6,000円は、役場庁舎分が669万6,000円、旧グリーンピア分が153万円等となっております。修繕料436万1,000円につきましては、本庁舎内施設260万1,000円、集中管理公用車86万円ほかなどを予定してございます。節12委託料は2,144万円でございます。1行目の測量委託につきましては、南大居保育所前の元教員住宅跡地の測量業務でございます。宇久井里地区での津波避難タワー建設のため、民有地と等価交換するための用地の測量、分筆費用でございます。そのほか説明欄、61ページにかけまして、例年お願いしております委託費用となっております。61ページをお願いいたします。節14工事請負費は1,217万円でございます。上段の市野々地内町有地整地工事につきましては、アスファルト殻を敷き詰めることにより雑草が生えるのを抑えるものでございます。2行目の椎ノ

浦防災公園法面吹付工事につきましては、のり面部分の吹きつけを行い一部の崩れを防ぎ、また雑草が生えるのを抑えるものでございます。旧グリーンピア南紀受水槽設置替工事につきましては、現在使用している受水槽の腐食が激しく、修繕不可能な状況となっております。そのため、太地町と折半により、現在のタンクの2分の1の容量の受水槽を設置がえするものでございます。もともと施設には108トンの受水槽が2基設置されてございましたが、現在は1基のみ使用しているものでございます。もう一基は腐食により使用できません。その使用している1基について、塗装、コーキング等、維持管理に努めてまいりましたが、劣化が激しい状況であり、今回施設の使用状況等を考え、2分の1の大きさの受水槽の設置がえをお願いするものでございます。費用は957万円を計上しており、その2分の1の478万5,000円を太地町から受け入れて実施するものでございます。庁舎駐車場補修・整備工事につきましては、庁舎玄関横の障害者用駐車スペースを補修し1台分の駐車スペースとし、本庁舎前来客用駐車場にある看板の撤去と障害者用スペース1台分を確保するものでございます。節17備品購入費337万3,000円につきましては、集中管理公用車のうち、8人乗りワンボックスカーについて走行距離34万キロを超え、故障が多くなってきていることから、買い換えをお願いするものでございます。

目4出張所費でございます。この科目では、宇久井、色川、太田、下里の各出張所の施設管理費と事務経費が計上されてございます。本年度予算額は224万5,000円で、前年度とほぼ同額となっております。

62ページをお願いいたします。

目5交通安全対策費でございます。この科目では、交通指導員17人の活動経費を計上してございます。本年度予算額は183万2,000円で、前年度と比較して11万4,000円の増となっております。その主な要因は、先進地視察のための特別旅費の増額によるものでございます。また、会計年度任用職員制度により非常勤職員から有償ボランティアに変更となっております。そのため、年報酬から出勤ごとの報償に変更となっております。節7報償費66万6,000円につきましては、花火大会など各種行事に協力いただいた際の謝礼でございます。節8旅費25万1,000円のうち、特別旅費19万円につきましては、2年に1度視察研修を行っており、そのための旅費をお願いするものでございます。

63ページをお願いいたします。

目6電子計算費でございます。この科目では、財務会計、住民基本台帳ネットワーク、印鑑登録、国民健康保険、各種課税業務、収納業務を初めとする各課のシステムや電算機器の保守のほか、セキュリティ対策やシステムの更改等に要する経費を計上してございます。今年度予算額は9,222万7,000円で、前年度と比較して138万8,000円の増額となっております。節12委託料1,059万2,000円は、前年度と比較して76万3,000円の減額となっております。各課の業務で使用するシステム機器の保守及び既存システムの改修や新規システムの導入に要する費用でございます。今年度は、社会保障・税番号制度における情報連携を行うための機器の更改が予定されており、各市町村に設置の機器も更改対象となることから、その導入費用が主な

ものとなってございます。節13使用料及び賃借料6,917万5,000円でございます。前年度と比べまして122万6,000円の増額となっております。主なものといたしましては、クラウド導入費のリース料、クラウドの利用料でございます。基幹業務システムにつきましては、平成28年度より災害時のデータ保全を考慮するクラウドサービスを導入してございます。令和2年度につきましては、会計年度任用職員管理システム及び給食費管理システムを追加する予定でございます。節18負担金、補助及び交付金957万8,000円につきましては、前年度と比べまして87万7,000円の増額となり、社会保障・税番号制度情報連携機器整備負担金の増額が主な要因となっております。

67ページをお願いいたします。

目10町営バス運行費でございます。この科目では、町内5つの路線の運行費用を計上してございます。本年度予算額は3,718万2,000円で、前年度と比較して1,351万8,000円の増額となっております。

68ページをお願いいたします。

節12委託料の町営バス運行業務委託2,504万2,000円につきましては、色川線、太田線、下里線の3路線と、令和元年10月から運行を開始しました勝浦線、宇久井線の運行業務委託費用でございます。バスラッピング施工業務委託40万円と、節17備品購入費433万9,000円につきましては、太田線で運行の車両の買い換えをお願いするものでございます。現車両につきましては平成24年に購入したものでございますが、走行距離が現在57万キロとなっております。その関係で、安全の面から買い換えをお願いするものでございます。

目11諸費でございます。本年度予算額は961万7,000円で、総務課関係の主なものといたしましては節7報償費867万1,000円で、町内55の自治会に対する区報償費でございます。

続きまして、77ページをお願いいたします。

項6監査委員費、目1監査委員費の本年度予算額は60万7,000円でございます。2名の監査委員の報酬が主な経費となっております。

139ページをお願いいたします。

款7土木費、項5都市計画費、目1都市計画総務費の節12委託料の説明欄記載の都市計画マスタープラン及び復興計画事前策定業務委託につきましては、今回都市計画マスタープランを策定するに当たりまして共通する作業の多い事前復興計画を、2分の1の県補助金を受けてあわせて策定するものでございます。復興計画は、本来被災を受けた後に作成すべきものでございますが、地震・津波災害等、大規模な被害が発生してしまえば初期対応や復旧に係る業務量が膨大となり、復興への対応がおくれ、地域の活力が失われ、町が衰退するおそれが懸念されることから、事前に検討しておくというものでございます。

146ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目5水防費でございます。この科目につきましては、小匠防災ダムの維持管理費用を計上してございます。本年度予算額は456万3,000円で、昨年度とほぼ変わりはありません。

147ページをお願いいたします。

目6 災害対策費でございます。この科目では、主に防災行政無線、住宅耐震対策、自主防災組織支援、津波避難タワー整備等の経費を計上してございます。本年度予算額は6億4,020万4,000円で、前年度と比較して3億9,446万8,000円の増額となっております。主な要因といたしまして、令和元年度から施行しております防災行政無線デジタル化に伴う整備費用に係るものでございます。節10需用費441万2,000円のうち消耗品費311万1,000円につきましては、補充用の備蓄食料220万円、マット100枚分、非常用簡易トイレ4セット、家具類等転倒防止対策支援事業用金具25万円、その他乾電池などでございます。修繕料50万円は、避難路等の施設修繕費用となっております。節11役務費のうち、説明欄4行目の保険料111万4,000円は、災害対策費用の保険料でございます。近年、自然災害が増加する状況において、予防的な早期の避難勧告等の発令が求められており、これによる町村負担の費用の一部を保険金として支払う全国町村会災害対策費用保険制度で、大雨などの自然災害により避難準備情報以上の発令を行った場合、避難所開設費用や職員の超勤手当について保険の対象となるものでございます。節12委託料2,318万円のうち、説明欄3行目の防災ボックス設置業務委託は、小・中学校、福祉センター等の入り口の鍵を収納するダイヤル式のボックスを設置するものでございます。4行目のハザードマップ作成業務委託930万6,000円につきましては、洪水・土砂災害ハザードマップの作成でございます。平成26年3月に作成、配布しておりましたが、和歌山県の土砂災害警戒区域の指定作業が終了し、またあわせて那智川、太田川の氾濫想定が和歌山県から令和2年2月18日に新しく更新されたものが発表され、今回そのデータをもらい受け、ハザードマップの更新を行うものでございます。1万部作成し、各戸配布の予定でございます。5行目の家具類等転倒防止対策支援事業業務委託45万円につきましては、従前の方法を変更して65歳以上の高齢者世帯の要配慮者を対象に那智勝浦町建設組合に委託し、1件当たり5カ所までの設置を行うものでございます。下から2項目め、簡易無線局再免許申請手続委託22万円は、5年に1度の免許申請でございます。一番下の津波避難タワー整備用地地質調査業務委託800万円につきましては、津波避難困難地域解消のため、天満地区での津波避難タワー建設に向けての地質調査と設計を行うものでございます。

別添えの総務課関係の資料をごらん願います。一般会計資料でございます。

場所につきましては、体育文化会館第3駐車場を予定してございます。避難対象者を180名程度と計画し、広さ90平方メートル程度、高さは11メートル程度と計画してございます。

続きまして、予算書のほう148ページをお願いいたします。

説明欄一番上でございます、勝浦小学校敷地造成測量設計業務委託250万円につきましては、勝浦小学校の第2グラウンド、プールのあるところでございますが、巨大地震におきましては約1.5メートル程度の浸水深となっております。消防・防災センター建設のための造成による残土を使用し約2メートル程度のかさ上げを行う計画でございます。広さは約3,000平方メートルでございます。節14工事請負費5億8,850万円につきましては、令和元年度から2カ年事業で進めております防災行政無線デジタル化整備工事でございます。



総務課資料2ページ目をごらん願います。

一番下のスケジュールのところをごらん願います。令和元年度では、親局、中継局、移動系等の整備を進めてまいりましたが、令和2年度は子局、戸別受信機等の整備を進める予定としてございます。

続きまして、予算書のほうにお戻り願います。

節17備品購入費48万4,000円は、避難所用にカセットボンベ式のガス発電機を配置するものでございます。4台予定してございます。節18負担金、補助及び交付金1,811万6,000円のうち、説明欄1行目の県防災行政無線町端末局保守管理負担金145万5,000円につきましては、県の総合防災情報システムの運営に係る負担金でございます。説明欄3項目めの住宅耐震化促進事業補助金645万1,000円は、住宅耐震補強設計及び改修補助、非木造住宅耐震診断補助、耐震ベッド・耐震シェルター設置事業補助を1つにまとめたものでございます。住宅耐震補強設計及び改修事業補助金583万円につきましては、5件分を計上してございます。非木造住宅耐震診断補助金8万9,000円は、1件分を計上してございます。耐震ベッド・耐震シェルター設置事業補助金53万2,000円につきましては、2件分を計上してございます。下から2行目の地震対策事業補助金410万円につきましては、ブロック塀撤去補助金と、今年度から感震ブレーカー設置事業補助金を設け、一体化したものでございます。ブロック塀撤去補助金につきましては、撤去、新設それぞれ20件、400万円、感震ブレーカー設置補助金につきましては10万円を計上してございます。一番下の自主防災組織補助金610万円につきましては、自主防災組織の防災力強化のため、備蓄倉庫の設置、備蓄品の購入、またその活動に対しての費用の補助分300万円と、自主防災組織が行う緊急避難路整備の原材料費と機械損料の全額、施工費の半額を補助する避難路等整備支援補助金300万円、自主防災組織育成補助金として、研修会費用や防災士資格取得補助など10万円を予定してございます。

176ページをお願いいたします。

款11公債費につきましては、長期借入金の返済金等を計上してございます。

目1元金の本年度予算額は9億7,251万5,000円で、前年度と比較して6,011万1,000円の増額となっております。説明欄記載の公共事業等債から公有林整備事業債まで183件の償還となっております。中ほどの緊急防災・減災事業債で4件、1,946万4,000円の増額、その下にございます過疎対策事業債で3件、5,210万1,000円の増額となっております。

目2利子の本年度予算額は5,820万円で、前年度と比較して885万4,000円の減額となっております。説明欄記載の公共事業等債から、次の178ページの公有林整備事業債まで229件の償還となっております。また、起債前借利子及び一時借入金利子をそれぞれ100万円計上してございます。

178ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目1財政調整基金費の92万9,000円及び目2減債基金費の122万8,000円は、基金の利子を積み立てるものでございます。

目3福祉基金費の204万5,000円は、通所介護事業費特別会計から繰入金120万円と寄附金

50万円及び福祉基金の利子を積み立てるものでございます。

目4 豊かな水資源保全基金費の9万4,000円は、基金の利子を積み立てるものでございます。

目5 那智の滝源流水資源保全事業基金費の215万5,000円につきましては、基金の利子及びふるさと納税等による寄附金180万円を積み立てるものでございます。

目6 まちづくり応援基金費の1,406万4,000円は、ふるさと納税による寄附金1,350万円と基金の利子を積み立てるものでございます。

目7 公共施設整備基金費の40万5,000円は、基金の利子を積み立てるものでございます。

目8 災害復興基金費の10万3,000円は、寄附金10万円と基金の利子を積み立てるものでございます。

179ページをお願いいたします。

款13 予備費につきましては、地方自治法第217条の規定により、予算外の支出が生じたときのために1,000万円を計上してございます。

180ページをお願いいたします。

このページから188ページにかけて給与費明細書となっております。180ページの1、特別職の職員数は718人で、前年度と比較して70人の減少となっております。令和元年度におきましては3つの選挙がございましたが、2年度におきましては予定されていないことなどによるものでございます。

次の181ページをお願いいたします。

2、一般職の職員数は195人で、前年度と比較して1人の増加となっております。中ほどの米印に記載してございますが、令和2年度から会計年度任用職員制度の施行により、括弧内には会計年度任用職員を含めた数値を記載してございます。

次の182ページをお願いいたします。

会計年度任用職員以外の職員に係る明細を記載してございます。職員数、今年度括弧書きの部分3人と、それ以外で1名の合計4名の増員となっております。

次のページをお願いいたします。

こちらは会計年度任用職員に係る明細を記載したものでございます。パートタイム会計年度任用職員195名で、総額4億132万4,000円となっております。

続きまして、184ページをお願いいたします。

人件費等の増減明細を記載してございます。以下、給料及び職員手当の状況、級別職員数、昇給等々記載してございます。

189ページをお願いいたします。

債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定を記載してございます。今年度設定する債務負担行為につきましては2件でございます。この調書では、当該年度以降の支出予定額とその財源内訳について定めており、新クリーンセンター建設発注支援業務委託では期間が令和3年度、金額が

1,023万円、財源が国県支出金341万円、一般財源が682万円としてございます。都市計画マスタープラン及び復興計画事前策定業務委託では、期間が令和3年度、金額が1,400万円、財源は国県支出金150万円、一般財源が1,250万円としてございます。

190ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書を添付してございます。表の一番下の合計欄でござい  
ますが、平成30年度末現在で123億9,263万円、令和元年度末見込み額で126億4,136万  
4,000円、一番右の令和2年度末の見込み額では130億2,335万8,000円となる見込みでござい  
ます。

説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 休憩します。再開15時。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時42分 休憩

14時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

総務課副課長仲君。

○総務課副課長（仲 紀彦君） 選挙の関係につきまして御説明申し上げます。

75ページをお願いします。

選挙費用についてですが、本年度現時点で予定されている選挙はございません。予算計上し  
ております選挙費用としましては、選挙管理委員会費に係る費用のみお願いするものでござい  
ます。

款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費38万5,000円でございます。この科目で  
は、選挙管理委員長を初め4名の委員で構成されます委員会の運営費でございます。具体的  
には、委員の報酬や会議費用、和歌山県選挙管理委員会大会への参加費用などが主なものとなっ  
てございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

歳入でございます。

町税の算出につきましては、令和元年度決算見込み額をもとに算出してございます。

款1町税、項1町民税、目1個人でございしますが、本年度は4億5,722万円を計上させてい  
ただいております。節区分1の現年度課税分は4億5,050万円で、前年度予算より170万円の  
減、率にして0.4%の減を見込んでおります。節区分2の滞納繰越分につきましては672万円を  
計上させていただいております。

次の目2の法人でございしますが、本年度は4,200万1,000円を計上しております。節区分1の

現年度課税分は4,200万円で、前年度予算と比較して100万円の減、率にして2.3%の減となっております。

項2固定資産税、目1の固定資産税は、本年度6億7,328万円を計上させていただいております。節区分1の現年度課税分は6億6,500万円で、前年度予算と比較して100万円の減、率で0.2%の減となっております。この主な要因は、土地の価格の下落や大型旅館等の家屋の大規模な滅失等によるものでございます。節区分2の滞納繰越分については828万円を見込んでおります。

次の目2の国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、この対象となっておりますのは、和歌山県の県営住宅や第五管区海上保安本部の職員住宅などの5件で、本年度は264万1,000円を計上しております。

次の17ページをお願いいたします。

項3軽自動車税は、本年度5,356万円を計上させていただいております。うち、目1種別割は5,076万円で、節区分1の現年度課税分は前年度予算と同額の5,000万円で、課税台数は7,721台を見込んでおります。滞納繰越分は76万円でございます。

目2環境性能割は、令和元年10月から導入されたもので、当分の間、県が賦課徴収を行い、町に払い込まれることとなっておりますが、令和2年度は県の見込み算出の例示に沿って算出した280万円を計上させていただいております。

項4町たばこ税、目1町たばこ税でございますが、本年度は1億1,653万1,000円を計上させていただいております。金額は、令和2年10月の税率引き上げを勘案し、前年度予算と比較して49万円の増となっております。

次の18ページをお願いいたします。

項5入湯税、目1入湯税でございますが、本年度は4,700万円を計上させていただいております。前年度予算と比較して600万円の増、率で14.6%の増となっております。大手宿泊施設の休業や工事完了に係る稼働客室等の増減等を考慮し算出したものでございます。なお、入湯客数は宿泊分で30万9,000人、日帰り客分で1万2,000人、合計で32万1,000人を見込んでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

款14使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料、節4督促手数料は40万円、節5諸手数料252万円のうち税務課証明手数料分を114万円、節7住宅用家屋証明申請手数料を2万6,000円、それぞれ30年度実績をもとに計上させていただいております。

次に、36ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節1県税徴収補助金につきましては、本年度は1,950万円を計上させていただいております。これは町県民税の徴収に係る県税徴収分に関する補助金でございまして、納税義務者数を6,500人と見込み計上させていただいております。

次に、48ページをお願いいたします。

2番目の表、款21諸収入、項1延滞金、加算金及び過料等、目1延滞金につきましては、前年度予算と同額の200万円を計上させていただいております。

次に、70ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費でございますが、本年度は1億1,788万4,000円を計上させていただいております。前年度と比較して118万2,000円、1.0%の増となっております。節1報酬は、育児休業者1名に伴う会計年度任用職員報酬でございます。節2給料は、前年度と同数の職員16人分を計上させていただいております。節3職員手当等、節4共済費は、職員及び会計年度任用職員分を計上させていただいております。71ページ、節12委託料の753万1,000円でございますが、前年度当初予算と比較して509万9,000円の減となっております。減の主な要因は、和歌山地方税回収機構の業務委託における徴収実績割の減や、前年度計上しておりました固定資産管理システムの導入に係る委託料の減でございます。説明欄にそれぞれの業務委託料を記載してございますが、委託料1行目の公図分合筆修正業務委託40万5,000円につきましては、法務局からの土地の分筆登記や合筆登記の通知により町備えつけの公図の原図の修正を委託するものです。次の地番図分合筆修正業務委託275万円につきましては、固定資産税の課税客体の的確な把握と課税の適正化を図るために設置している航空写真をもとにした地番現況図について、土地の分合筆登記に伴う移動修正を委託するものでございます。不動産鑑定業務委託71万5,000円は、毎年行われております地価下落修正のための65カ所の標準宅地の不動産鑑定を委託するものでございます。4行目の和歌山地方税回収機構業務委託333万1,000円は、基礎負担割額が10万円、処理件数割が1件につき6万円の28件分168万円、回収機構での徴収をもとにした徴収実績割が155万1,000円を算出基礎として計上させていただいております。算出基礎となる前々年度の徴収実績が減少したことから、前年度と比較して徴収実績割が151万9,000円の減となっております。5行目の固定資産管理システム保守業務委託33万円は、令和元年度に導入された全町地図システムの固定資産管理機能システムの保守委託料でございます。次の節13使用料及び賃借料108万8,000円のうち、説明欄記載の2行目、電子申告等データ連携システム使用料101万7,000円につきましては、電子申告のデータ連携、給与支払報告書のデータ連携、年金のデータ連携、国税申告等のデータ連携及び共通納税システムの使用料となっております。次の節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載の3行目、地方税共同機構負担金等の32万9,000円につきましては、地方税共同機構が地方税の統一のポータルサイトであるeLTAXによる電子申告の窓口の運営、給与支払報告書のデータ連携、社会保険庁との年金データの連携のための経由機関や国税申告データ連携のための経由機関となっており、この共同機構への負担金等を計上させていただいております。

次に、目2の賦課徴収費でございますが、本年度は1,230万4,000円を計上させていただいております。前年度と比較して1万円の増となっております。節1報酬68万円、節4共済費13万6,000円につきましては、課税時期に雇用する会計年度任用職員1名に係る費用を計上させていただいております。節10需用費のうち印刷製本費128万9,000円につきましては、各税の納税

通知書などの印刷費用が主なものでございます。

72ページをお願いします。

次に、節11役務費471万3,000円でございますが、備考欄記載の通信運搬費384万円につきましては、主に郵便料を計上しております。節12委託料38万2,000円につきましては、備考欄記載の税等収納業務委託20万8,000円は、町税の集金業務をお願いしている地区集金人8名の方に支払う収納業務委託金でございます。次の行、不動産鑑定業務委託料17万4,000円につきましては、差し押さえした土地の公売を目的として不動産鑑定士に鑑定を委託するもので、1件分を計上させていただいております。節18負担金、補助及び交付金5万3,000円は、当分の間、県が賦課徴収を行うこととなっている軽自動車の環境性能割の賦課徴収に要する費用を徴収取扱費として県に交付するものです。節22償還金、利子及び割引料450万円につきましては、各税について賦課徴収した税額に係る過年度分の過誤納金の還付金を支払うもので、前年度と同額を計上させていただいております。

以上が税務課の関係でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 住民課の関係について御説明申し上げます。

25ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、本年度予算額1,272万8,000円のうち住民課の関係は、節1斎場使用料840万円と節3墓地使用料17万円でございます。節1の斎場使用料について、町内260件、町外10件、合わせて270件の火葬件数を見込んでおります。節3の墓地使用料は、1件17万円の1件を見込んでおります。

次に、27ページをお願いいたします。

項2手数料、目1総務手数料、節1戸籍手数料444万2,000円は、戸籍、除籍謄抄本等の交付に係るもので、7,550件を見込んでおります。節2住民基本台帳手数料210万円は、住民票等の交付7,000件を見込んでおります。節3個人番号手数料6万8,000円は、番号カードと通知カードの再発行に係る手数料でございます。1つ飛びまして、節5諸手数料252万円のうち住民課の関係は138万円で、印鑑証明等の交付4,600件を見込んでおります。節6臨時運行許可申請手数料5万2,000円は70件を見込んでおります。

目2衛生手数料、節1畜犬登録手数料18万円は、新規畜犬登録60頭分を計上しております。節2狂犬病予防注射済票交付手数料33万円は、狂犬病予防注射済票交付600頭分を計上しております。節3廃棄物処理手数料4,519万5,000円は、クリーンセンターに持ち込まれるごみ処理手数料1,920万円と指定ごみ袋の販売分2,599万5,000円の手数料を見込み計上しております。節4一般廃棄物処理業許可申請手数料6万6,000円は、一般廃棄物の収集運搬に係る許可申請の更新4件分に係るものでございます。

29ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節6保険基盤安定負担金

2,275万3,000円は、国民健康保険税の低所得者への軽減措置に係る保険者支援分を一般会計で受け入れるものでございます。

31ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1循環型社会形成推進交付金1,032万1,000円は、説明欄記載の浄化槽設置整備事業で、新規分50基と撤去分10基に対する3分の1の国庫補助金621万3,000円と、新クリーンセンター整備に伴う発注支援業務委託に対する3分の1の国庫補助金410万8,000円でございます。

33ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金、節1人口動態事務取扱費委託金2万9,000円、節3中長期在留者住居地届出等事務費委託金19万4,000円につきましては、それぞれの事務取扱に対する国からの委託金でございます。

目2民生費委託金、節2国民年金費事務委託金405万7,000円につきましては、基礎年金等事務に係る国からの委託金で、令和元年度精算交付額及び令和2年度概算交付額に係るものでございます。

34ページをお願いいたします。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節6保険基盤安定負担金8,824万7,000円は、国民健康保険税の低所得者への軽減分に対する4分の3と、低所得者の保険者支援分に対する4分の1の県負担金でございます。

35ページをお願いいたします。

節7後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金6,388万8,000円につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減分に対する4分の3の県負担金でございます。

37ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費補助金、節9重度心身障害児者医療費補助金1,637万6,000円、節10ひとり親家庭等医療費補助金727万8,000円、節13乳幼児医療費補助金696万8,000円につきましては、それぞれの医療費等に係る2分の1の県補助金でございます。

38ページをお願いいたします。

目3衛生費補助金、節1浄化槽設置整備事業費補助金921万3,000円は、合併処理浄化槽新設分50基と撤去分10基に対する3分の1の県補助金及び単独浄化槽またはくみ取り便槽から合併浄化槽へ転換する場合の配管設備に対する補助金20基分、補助率2分の1を見込んでございます。

50ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入で、住民課関係のうち、説明欄上から11行目のリサイクル用金属等売払430万円は、資源化处理分別を行った金属類や古紙類等の売り払い金で、見込みにより計上させていただいております。

次に、68ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目11諸費のうち住民課関係といたしまして、色川診療所の運営費用として節10需用費から節18負担金、補助及び交付金まで32万9,000円を計上しております。

次に、73ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、本年度予算額は3,681万9,000円で、対前年度442万9,000円の増となっております。主な要因は、戸籍システム及び戸籍附票システム改修業務委託の増加によるものでございます。この科目には、職員人件費のほか戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明等諸証明の交付に係る経費や戸籍、住基等システム業務に要する費用を計上しております。節1報酬327万2,000円は、窓口事務に係る会計年度任用職員2名分の報酬でございます。節12委託料782万5,000円は、戸籍システム保守業務委託料140万1,000円、そして戸籍法の改正に伴い、戸籍謄本等を本籍地以外の市町村でも取得可能とするためのネットワーク化に係るシステム改修である戸籍システム改修業務委託149万6,000円、戸籍附票システム改修業務委託492万8,000円でございます。なお、戸籍システムのネットワーク化に係る改修は3カ年で改修を実施する予定となっており、本年度は初年度となっております。次のページの節13使用料及び賃借料323万1,000円は、説明欄記載の戸籍システムソフト使用料とシステム借上料が主なものでございます。

79ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち住民課の関係は、節18負担金、補助及び交付金で、説明欄2行目の後期高齢者医療広域連合負担金366万4,000円でございます。県内の全市町村により設置されております和歌山県後期高齢者医療広域連合の事務費に対する負担金で、均等割10%、人口割45%、後期高齢者人口割45%の算定基準により算出されたものでございます。節27繰出金5億6,844万5,000円につきましては、説明欄記載の国民健康保険事業費特別会計に2億4,998万9,000円、次のページの後期高齢者医療事業費特別会計に3億1,845万6,000円を繰り出しするもので、詳細につきましては各特別会計で説明させていただきます。

目2国民年金事務費、本年度予算額は1,567万3,000円で、対前年度220万8,000円の減となっております。人件費及び電算システム改修委託の減によるものでございます。この科目には、職員2名の人件費のほか、国民年金の裁定請求や免除申請、年金資格の取得・喪失等に係る事務費を計上しております。

89ページをお願いいたします。

目8重度心身障害児者福祉医療費、本年度予算額は3,989万4,000円でございます。主なものとしては、職員1名の人件費ほか、節19扶助費3,239万6,000円でございます。説明欄記載の医療費に係るもので、一般被保険者対象者118人分と後期高齢者対象者86人分を計上しております。令和元年8月1日より精神障害者保健福祉手帳1級の方も受給資格対象者となったことなどによりまして、対前年432万8,000円の増でございます。

目9ひとり親家庭等福祉医療費、本年度予算額は1,775万9,000円で、18歳までの児童がいる



ひとり親家庭に対する医療費の自己負担分を給付しております。主なものは、次のページの節19扶助費1,717万2,000円でございます。説明欄記載の医療費に係るもので、対象者477人分を計上しております。

次に、96ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目4子ども医療対策費、本年度予算額3,850万1,000円で、このうち住民課の関係は3,749万8,000円でございます。中学校修了前までの子供への医療費の自己負担分を給付しております。節12委託料、説明欄記載の医療費審査支払委託134万6,000円は、国保団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金への審査委託料でございます。節19扶助費、説明欄記載の子ども医療費3,606万4,000円は、対象者1,288人分の医療費を見込み計上しております。

次に、99ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、本年度予算額4,150万3,000円のうち住民課の関係は、狂犬病予防注射及び畜犬登録関係の事務経費39万6,000円でございます。狂犬病予防注射事務に係る会計年度任用職員報酬や注射済票、予防接種通知書の郵送料などを計上しております。

次の100ページをお願いいたします。

目3環境衛生費、本年度予算額は2億6,543万5,000円で、対前年度3,650万2,000円の増加となっています。紀南環境広域施設組合負担金の増加が主な要因でございます。この科目には、職員3名の人件費を初めとした環境事務に係る費用のほか、斎場墓地の運営管理費用、浄化槽設置整備に関する費用などを計上しております。節10需用費789万6,000円は、斎場の火葬用燃料費や電気料、火葬炉設備等の修繕料が主なものでございます。次の101ページをお願いいたします。節12委託料は871万3,000円で、説明欄記載の斎場管理業務委託848万1,000円は、火葬業務の斎場運転管理業務の委託料でございます。節14工事請負費517万円につきましては、火葬場設備のうち、電気設備である動力盤の更新及び電動収骨台車のオーバーホールを予定しております。節18負担金、補助及び交付金は2億2,232万5,000円で、説明欄記載の環境衛生施設一部事務組合負担金9,913万3,000円につきましては、前年度より232万2,000円の減となっております。減少の主な要因は、修繕の減少に伴い需用費が減少したことによるものでございます。なお、本年度運営費の負担割合につきましては、本町が86.74%、太地町が13.26%となっております。勝浦港美化推進協議会補助金80万円は、勝浦港内及びその周辺を毎月第3水曜日に美化清掃を行っております。また、清掃船での港湾内巡回清掃を委託により行っており、これらの美化活動の諸費用に対する補助金でございます。浄化槽設置整備事業補助金2,464万円につきましては、浄化槽設置基数50基及び単独浄化槽撤去事業補助金として10基分、また単独浄化槽やくみ取り便槽から合併浄化槽へ転換する際の配管工事に要する費用に対する補助金20基分を予算計上しております。生ごみ処理容器購入事業補助金17万3,000円につきましては、コンポスト9個、EM容器3個、電気式生ごみ処理機7台に対する補助金でございます。紀南環境広域施設組合負担金9,755万3,000円につきましては、田辺市での広域廃棄物最終処分場の建設に対する負担金でございます。主に埋立処分地造成及び浸出水処理施設工事費用に係るもの

で、令和3年度の供用開始見込みでございます。本町の負担割合は5.3%となっております。建設最終年度のため工事も本格化することから、対前年4,415万1,000円の増加となっております。

目4公害対策費、本年度予算額は77万円で、節12委託料75万円につきましては、年2回、河川、海域等45カ所の水質検査に係る委託料でございます。

106ページをお願いいたします。

項2清掃費、目1塵芥処理費、本年度予算額は4億557万3,000円で、対前年度9,413万円の増加となっております。ごみ焼却施設運転管理業務で8,639万6,000円増加、また備品購入費で517万6,000円増加したことなどが主な要因でございます。節1報酬1,597万2,000円につきましては、クリーンセンター搬入受け付け業務2名と不燃物や古紙等の資源化处理業務5名の会計年度任用職員の報酬でございます。節10需用費は7,261万5,000円で、説明欄記載の消耗品費2,219万2,000円につきましては、指定ごみ袋の購入が主なものでございます。燃料費283万9,000円につきましては、収集車等の燃料費でございます。光熱水費3,428万4,000円につきましては、処理施設に係る電気、水道使用料等でございます。修繕料1,320万円につきましては、施設の緊急修繕料1,000万円と収集車等の車検整備を含めた自動車修繕料320万円でございます。節11役務費は2,540万円で、説明欄記載の通信運搬費663万2,000円につきましては、最終処分場までの焼却残渣、破碎ガラス等の運搬料が主なものでございます。手数料1,829万9,000円につきましては、焼却残渣、破碎ガラス等の処分手数料が897万6,000円、粗大ごみ、家電等の処分手数料が252万円、廃蛍光管、乾電池処分手数料が192万8,000円及び指定ごみ袋の売りさばき手数料451万7,000円が主なものとなっております。

107ページをお願いします。

節12委託料は2億7,026万7,000円で、説明欄記載のごみ収集・ガラス類処理業務委託4,180万円につきましては、町内各ステーションに排出されたごみ収集運搬業務と収集したガラス類の選別及び破碎処理業務に係るものでございます。ごみ焼却施設運転管理業務委託2億2,639万6,000円につきましては、焼却施設の運転管理業務と定期清掃整備業務のほか、通年施工が必要な定期修繕補修工事を包括委託契約しているものでございます。委託の内訳といたしましては、消耗品、薬剤、燃料費、定期清掃業務を含めた運転管理業務分で9,020万円、定期修繕補修工事分で6,912万1,000円となっております。また、今後、最大で令和8年度まで施設を稼働させる必要があるため、大型整備工事を2カ年で実施する予定でございます。1年目の大型整備工事は6,707万5,000円となっており、内訳としましては1号炉バグフィルター整備工事、電気計装設備工事、焼却炉天井耐火物整備工事などとなっております。下から2行目の大気・水質等測定業務委託150万円につきましては、県への報告義務となっておりますクリーンセンターの排出ガス、ごみ、水質、集じん灰及び作業環境測定等の委託料でございます。節17備品購入費660万円につきましては、現在使用しておりますじんかい収集車5台のうち、平成17年取得、走行20万4,000キロの1台が老朽化しておりますので、更新をお願いするものです。節18負担金、補助及び交付金68万円は、備考欄記載の伊賀市環境保全負担金で、焼却残渣

などの搬入に対する負担金でございます。節26公課費40万9,000円は、じんかい収集車を初め8台分の自動車重量税17万6,000円と硫黄酸化物の排出量を基礎に算定し賦課される硫黄酸化物汚染負荷量賦課金23万3,000円でございます。

目2新クリーンセンター整備事業費、本年度予算額は1,493万6,000円でございます。節12委託料1,483万2,000円につきましては、説明欄に記載の新クリーンセンター建設発注支援業務委託1,232万4,000円と、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託250万8,000円でございます。新クリーンセンター建設発注支援業務につきましては、新クリーンセンター施設の発注に際し、必要となる仕様書の作成、予定価格の設定や総合評価落札方式の入札の実施に当たり、必要となる書類作成等を委託するもので、令和2年度、令和3年度の複数年契約で総額2,255万4,000円を見込んでございます。令和3年度実施予定分につきましては1,023万円で、債務負担行為をお願いしております。循環型社会形成推進地域計画につきましては、国の循環型社会形成推進交付金交付要綱に定められた計画で、交付金の申請に際し必要となるものでございます。現在は、紀南環境広域施設組合が最終処分場建設に係る交付金申請に必要となるため組合構成市町村分を一括して作成しておりますが、令和2年度でこの計画が終了するため、令和3年度以降分につき作成する必要があるものでございます。内容につきましては、廃棄物処理に対する専門的知見が必要となることから作成を委託するものでございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 水道課村上君。

○水道課長（村上 茂君） 水道課の関係について御説明させていただきます。

23ページをお願いします。

歳入でございます。

款13分担金及び負担金、項1分担金、目1衛生費分担金、節区分1汚水処理施設分担金18万円は、新規加入分担金を予定しております。

25ページをお願いします。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節区分2汚水処理施設使用料415万8,000円を予定しております。昨年度より7万5,000円の減となっております。これは使用量の減少による減でございます。使用戸数は126戸を予定しております。

104ページをお願いします。

歳出でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目7那智の郷汚水処理費は434万9,000円を予定しております。節区分10需用費206万2,000円のうち、光熱水費77万4,000円は電気水道使用料でございます。修繕料は124万円で94万円の増となっております。ブロー2台の分解性修理を行うものでございます。節区分11役務費の83万6,000円につきましては、浄化槽清掃手数料が主なものでございます。節区分12委託料142万8,000円につきましては、検針業務及び施設管理委託料でございます。節区分24積立金23万円につきましては、事業基金を積み立てるものでございます。

水道課の関係につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 町立温泉病院の関係につきまして御説明いたします。

105ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目8病院費、節12委託料3,142万9,000円、説明欄記載のリハビリテーション・スポーツ・温泉医学研究業務委託につきましては、病院内に設置されております和歌山県立医科大学リハビリテーション・スポーツ・温泉医学研究所の研究委託費です。本町の観光資源である温泉を活用し、リハビリテーションやスポーツに温泉が与える影響などの医学研究を進めています。病院内で研究ができることで、和医大からリハビリテーション科医師が遠隔にもかかわらず来てもらいやすくなり、医師の確保につながっております。また、医師だけでなく理学療法士等のリハビリテーション科職員も研究しており、職員の知識、技術向上にもつながっております。節27繰出金3億2,118万6,000円につきましては、町立温泉病院事業会計への繰出金です。

病院の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定しました。

延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時43分 延会